

第4期那須町地域福祉計画・地域福祉活動計画

私的那須 いきいき福祉プラン



令和3年

那 須 町

那須町社会福祉協議会

第4期那須町地域福祉計画・地域福祉活動計画の策定にあたって

令和という新たな時代になりましたが、少子・高齢化が急速に進み、高齢者のひとり暮らし・生活困窮者・虐待・引きこもりの増加に加え、核家族化の進行とともに地域のつながりが希薄化し、家庭や地域で支え合う力が弱まりつつあります。



また、近年、自然災害の多発や、新型コロナウイルス感染症などの新たな問題が発生する一方で、町民の生活のニーズは、多様化、増大化しており、従来の公的なサービスのみでは町民が満足する対応が困難な状況になってきております。

このような社会背景を打開するには、町民の互いの助け合いや支え合い（自助、共助）と公的サービス（公助）の充実を両輪とした地域福祉の向上が必要となります。そのために、地域福祉を総合的に推進する那須町地域福祉計画・地域福祉活動計画は、制度や分野の枠や「支える側」「支えられる側」という従来の関係を超え「我が事」としてとらえ、一人ひとりが、生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことができる町をめざすという考えで策定いたしました。

本計画の実現には、行政、福祉事業者、ボランティア、NPO及び地区社会福祉協議会等への町民の皆様の参加、協働を図り、一体となって進めることが極めて重要になりますので、関係各位のご理解とご協力をお願い申し上げます。

結びに、計画の策定にあたり実施しました、アンケート調査にご協力いただきました皆様、また、多くの課題に積極的に取り組んでいただきました策定委員、作業部員の皆様に心から御礼申し上げます。

令和3年6月

那須町長 平山 幸宏

あいさつ

町民の皆様には、日頃より那須町社会福祉協議会の事業運営に関しまして、ご理解、ご支援を賜り心よりお礼申し上げます。

今日、超少子・高齢社会が進み、年齢構成が大きく変化する中、地域では自治会や公民館、地区社協等の各種活動の担い手不足、地域での支え合いの弱体化や経済的問題による生活困窮、災害時の支援など課題が多様化・複雑化しています。

このような状況を受けて、関係法令の一部を改正するなど地域福祉を取り巻く環境が大きく変化しています。

こうした状況を踏まえ、那須町社会福祉協議会では、町と一体となり「第4期那須町地域福祉計画・地域福祉活動計画」を策定いたしました。

すべての住民を包括的に支援する「地域共生社会」の実現に向けて、我が事・丸ごとの地域づくりへと転換していく取組みを進め、「誰もがいつまでも住み慣れた地域で暮らせるまち」を目指します。

「地域共生社会」の実現に向けた活動を町民の皆様との連携、協働により取り組んでまいりたいと考えておりますので、より一層のご支援・ご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にご尽力をいただいた策定委員の皆様をはじめ、ご協力をいただきました関係者の皆様、アンケート調査などでご意見をいただきました町民の皆様に心から感謝を申し上げます。

令和3年6月

社会福祉法人那須町社会福祉協議会
会 長 小山田 公男



目 次

序章 計画策定の目的	3
第1章 那須町の地域福祉の現状と課題	7
1 人口・世帯と福祉施策の状況	7
(1) 人口・世帯の状況	7
(2) 町の福祉施策の現状	8
2 現状における福祉の担い手	10
(1) 那須町社会福祉協議会	10
(2) 民生委員・児童委員	12
(3) ボランティア	13
(4) NPO	13
(5) 福祉施設（事業所）	13
第2章 計画の考え方	19
1 計画策定の趣旨	19
2 計画の位置づけ	19
(1) 第7期那須町振興計画	19
(2) 関連計画との関係	21
3 計画期間	22
4 策定体制	22
5 地域のとらえ方	23
第3章 計画の基本理念と目標	27
1 基本理念	27
2 計画の体系	28
第4章 地域福祉施策の推進	31
基本目標Ⅰ みんなで生活しやすい福祉環境づくり	31
方針1 相談しやすい総合相談支援の仕組みづくり	31
方針2 移動支援の拡充及び住宅確保の支援	33
基本目標Ⅱ みんなで行動へつなげる仕掛けづくり	35
方針1 地域の状況・課題を積極的に把握する仕組みとその担い手づくり	35
方針2 ボランティアの広報・啓発活動の充実と人材育成支援	37
基本目標Ⅲ みんなで福祉を充実させるための仕組みづくり	39
方針1 子どもの福祉と子育て環境の整備	39

方針2 高齢者の方への支援	41
方針3 様々な障がいを持つ方への支援	43
方針4 生活に困窮している方への支援	45
基本目標Ⅳ みんなで安心して快適に暮らせるまちづくり	47
方針1 見守り支援の充実	47
方針2 権利擁護体制の充実	49
方針3 地域ぐるみの防犯活動の推進	52
方針4 災害時の支援体制の充実	54
第5章 計画の推進にあたって	59
1 計画の普及啓発と実践	59
（1）計画の普及啓発	59
（2）計画の具体的な展開と実践	59
（3）計画の推進体制	59
（4）計画の進行状況の確認と見直し	59
（5）計画の進行管理	60
第6章 参考資料	63
1 住民意識調査（アンケート）	63
（1）調査の概要	63
（2）一般町民を対象とするアンケート調査	64
（3）分野別アンケート調査	71
2 各施策に該当する作業部員からの意見及びアンケートからの意見	89
基本目標Ⅰ みんなで生活しやすい福祉環境づくり	89
基本目標Ⅱ みんなで行動へつなげる仕掛けづくり	90
基本目標Ⅲ みんなで福祉を充実させるための仕組みづくり	91
基本目標Ⅳ みんなで安心して快適に暮らせるまちづくり	93
3 那須町地域福祉計画策定経緯	96
4 那須町地域福祉計画策定委員会設置要綱	97
5 那須町地域福祉計画策定委員会作業部会設置要綱	98
6 那須町地域福祉活動計画策定委員会設置要綱	99
7 那須町地域福祉活動計画策定委員会作業部会設置要綱	100
8 策定委員会委員名簿	101
9 作業部会部員名簿	102

序章 計画策定の目的

序章 計画策定の目的

少子高齢化が急速に進み、高齢者のひとり暮らしや老老介護、高齢の親がひきこもる子供の世話を続ける 8050 問題等の課題がある中、新型コロナウイルスの蔓延が地域のつながりの希薄化を更に深刻にし、私たちを取り巻く地域社会は、かつてない深刻な状況に直面しつつあります。このような社会情勢の中で、誰もが自分らしく安心して暮らせる社会を創造していくために、地域社会の中で各々が役割を持ち、共に生きる「地域共生社会」の実現が求められております。

平成 30 年に施行された改正社会福祉法においては、包括的な支援体制の整備を含めた地域福祉の推進は国及び地方自治体の責務と明記されました。この中では「地域共生社会」の実現に向けた地域の課題解決力・地域丸ごとのつながりの強化が求められ、将来的には「地域包括ケアシステム」についても、高齢者のみならず、生活上の困難を抱える障がい者や子どもにも拡大し、普遍化していく方針が示されています。

（包括的な支援体制の整備）

第 106 条の 3 市町村は、次に掲げる事業の実施その他の拡販の措置を通じ、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が**包括的に提供される体制を整備**するよう努めるものとする。

那須町・那須町社会福祉協議会では、「地域共生社会」の実現に向けて「ともに生きる明るい未来の那須町づくり」を掲げ、「第 3 期那須町地域福祉計画・地域福祉活動計画」を策定し、真に住みよいまちづくりを目指してきました。

このたび、現計画の終了に伴い、今日までの計画の推進・評価・反省を元に、「第 4 期那須町地域福祉計画・地域福祉活動計画」を策定することにいたしました。

第4期那須町地域福祉計画・地域福祉活動計画策定の流れ

第一段階 策定に向けた準備

- 
1. 策定開始の手続き
 2. 策定事務局体制の整備
 3. 策定の組織づくり

第二段階 現状分析

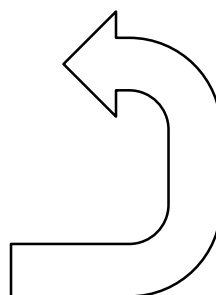
- 
1. 第3期計画の事業分析・評価
 2. 住民意識調査の実施
 3. 現状と課題の把握

第三段階 計画化

- 
1. 計画の枠組みづくり
 2. 実施計画づくり
 3. 計画の決定

第四段階 計画の進行管理

第五段階 計画の評価と見直し



第 1 章 那須町の地域福祉の現状と課題

第1章 那須町の地域福祉の現状と課題

1 人口・世帯と福祉施策の状況

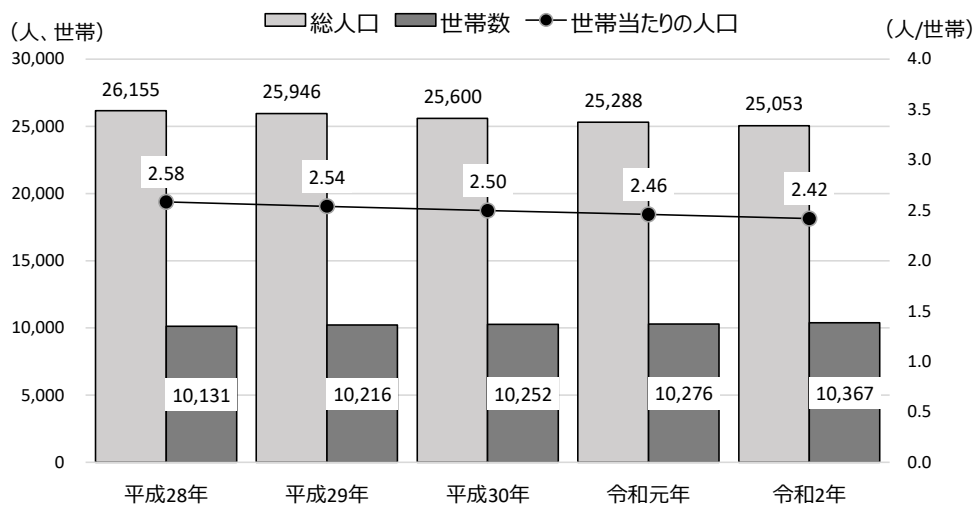
(1) 人口・世帯の状況

近年の本町の人口は、減少傾向にあるのに対し、世帯数は、年々増加傾向にあり、令和2年10月1日の住民基本台帳では、25,053人、10,367世帯、世帯当たり人員は、2.42人/世帯となっており、核家族化が進行しています。

また、令和2年10月（住民基本台帳）において本町の高齢化率（65歳以上の人口比率）は、39.9%、年少人口比率は、8.6%であり、少子高齢化の進行が顕著となっています。

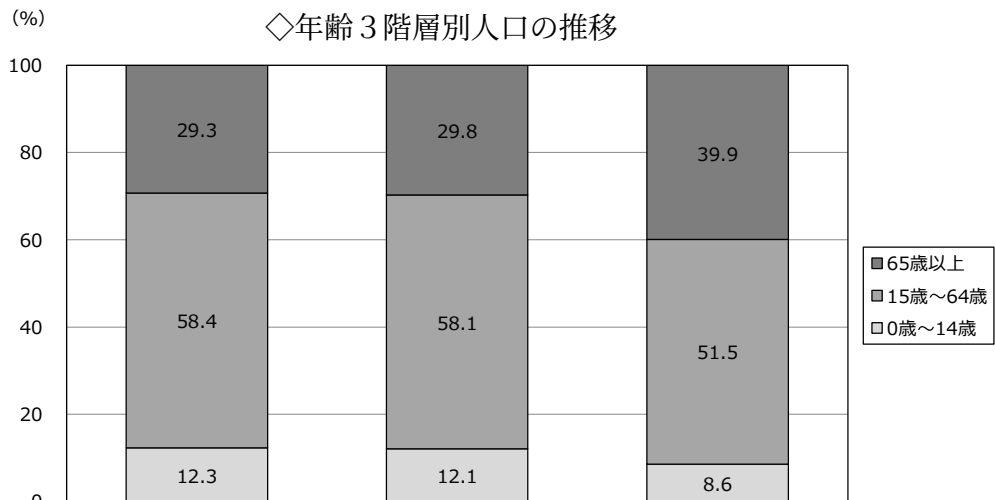
高齢者のみの世帯の増加や、子育て世代の減少などにより、地域や家庭内での支援する力が弱くなるなどの課題が生じてきています。

◇人口・世帯数の推移



資料：住民基本台帳(10月1日)

◇年齢3階層別人口の推移



資料：住民基本台帳(10月1日)

(2)町の福祉施策の現状

①高齢者施策の現状

本町では、平成30年度から令和2年度までの3ヶ年を期間として、「誰もがいつまでも住み慣れた地域で 自分らしく暮らせるまち」を基本理念とする『那須町第7期高齢者福祉・介護保険事業計画』を策定し、施策の推進に取り組んできました。

令和2年10月現在、高齢化率が39.9%となり、今後も上昇を続け令和7年には43.8%、令和22年には約50%を超えると推測されています。このような状況を踏まえ、介護を必要とする人も必要としない人も、住み慣れた地域で安心して、生きがいと尊厳をもって暮らせるまち、地域共生社会の実現を目指して、令和3年3月に「第8期高齢者福祉・介護保険事業計画」の策定を進め、健康づくり、介護予防・重度化防止、認知症施策、在宅医療・介護連携、地域づくり・生活支援等の推進により、地域包括ケアシステムのさらなる深化を目指していきます。

②障がい者施策の現状

本町では、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）を踏まえて、令和3年3月に「一歩ふみ出す勇気を応援する人とまち～共に生きるまちを目指して～」を基本理念とする『第4次那須町障がい者計画』を策定し、障害福祉サービスの提供をスムーズにし、より障がい者の視点に立った施策を展開しています。また、同時に『第6期那須町障がい福祉計画』及び『第2期那須町障がい児福祉計画』を策定し、障がい者自らが、居住する場所等の意思表示・自己決定し、必要とする障害福祉サービスやその他の支援を受けながら、障害福祉サービスの提供体制を整備・推進するため、目標値を定め、計画的に事業等を推進しています。

この計画により、障がいのある方が安心して地域や家庭で日常生活を送れるよう、各種相談事業や居宅介護、通所介護、短期入所、補装具、日常生活用具の給付、自動車・住宅改造助成など在宅福祉サービスを進めるとともに、福祉サービス情報の提供など、障がいのある方の生活自立支援や就労支援、障がい者への理解促進のための啓発活動などに取り組んでいます。また、障がいのある方の社会活動を広げるため、道路や歩道の段差を解消する等のバリアフリー化にも努めています。

③子ども・子育て支援の現状

令和2年3月に「すべての子どもが輝くまち那須 つなげよう未来へ」を基本理念とする『第2期那須町子ども・子育て支援事業計画』と『次世代育成支援行動計画』を一体的に策定しました。

子ども・子育て支援については、子育て環境の変化、保護者等の働き方の変化、支援の必要な子どもへの対応等多くの要因を踏まえ、様々な制度の下で、子どもの最善の利益が実現される社会を目指すとの考えを基本に、一人ひとりの子どもが健やかに成長できる社会を目指す必要があることから、家庭・学校・地域等と連携・協働をしながら、社会全体で子ども・子育ての支援に努めているところです。



2 現状における福祉の担い手

地域福祉の担い手に位置づけられる団体・組織としては、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、ボランティア、NPO、福祉施設等があげられます。

さらに、地域で活動する福祉団体としては、まず地区社会福祉協議会があげられますが、自治会や、公民館といった地区組織、シニアクラブや母子寡婦福祉会、身体障害者福祉会、障害児者親の会といった福祉団体も地域での福祉の担い手と考えられます。

また、商工会、観光協会、森林組合、農業協同組合といった組織・企業、消防、警察などの公共機関、学校のPTA組織といったさまざまな団体・組織が福祉の担い手として、貴重な社会資源であると考えられます。

(1) 那須町社会福祉協議会

○性 格

① 民間の福祉団体

福祉・保健・医療等の関係者やボランティアなどの地域住民の協力・意見を反映させながら福祉の町づくりをめざす民間の福祉団体です。

② 会員組織

地域における住民組織と公私の社会福祉関係事業者等が構成員（会員）になることにより成り立っています。

③ 住民主体

地域住民の地域福祉への関心を高め、その自主的な取り組みを基礎とした活動を進めます。

④ 連絡調整・企画実施

住民福祉活動の組織化・社会福祉を目的とする事業の連絡・調整を行い、また自ら事業を企画・実施することによって住民福祉の増進と福祉コミュニティの形成を図ることを目的としています。

○主な実施事業

① 地域福祉活動の推進

(1) 「那須町地域福祉活動計画」の推進

(2) 小地域福祉活動計画の策定、啓発、推進及び支援

(3) 生活支援体制整備事業における、第1層協議体並びに第2層協議体の受託運営と、生活支援コーディネーターの配置

(4) 地域見守り支援及び地区社会福祉協議会の組織強化、活動支援

(5) 高齢者と児童生徒を含む地域交流事業

(6) 社会福祉協議会活動の周知と啓発のため、社協だよりの発行及びホームページの運営

(7) 地域福祉増進のため、イベント及びスポーツ用品の貸出

(8) 福祉関係機関・団体等のネットワークづくりの促進

(9) 町内社会福祉法人連絡会議の開催

②高齢者福祉事業

- (1) ふれあいルーム運営事業の支援
- (2) 地域福祉見守り支援事業
- (3) 高齢者と児童生徒を含む地域交流事業
- (4) 敬老会開催支援
- (5) 車いす等を使用する方を対象とした福祉車両の貸出
- (6) 自立高齢者等を対象とした福祉用具の貸出
- (7) 日常生活自立支援事業（あすてらす）の促進
- (8) シニアクラブ等への支援
- (9) 高齢者福祉施設との連携強化

③障がい者福祉事業

- (1) 車いす等を使用する方を対象とした福祉車両の貸出
- (2) 身体障がい者等を対象とした福祉用具の貸出
- (3) 日常生活自立支援事業（あすてらす）の促進
- (4) 障害児者親の会等関係団体の育成及び支援
- (5) 障がい者施設との連携強化

④母子・父子福祉事業

- (1) 母子寡婦福祉会の育成及び支援
- (2) ひとり親家庭への相談支援
- (3) ひとり親家庭を対象とした交流事業

⑤児童・青少年福祉事業

- (1) 高齢者と児童生徒を含む地域交流事業
- (2) 児童福祉施設、子育て支援センターとの連携強化
- (3) 子ども交流事業

⑥共同募金活動

⑦相談・支援事業

⑧介護保険事業、障害福祉サービス事業及び特定相談支援業務

⑨ボランティアセンター事業

⑩地域活動支援センターりんどう作業所事業

⑪地域包括支援センター事業

⑫その他の福祉事業

- ・被災者に対する見舞
- ・小中高等学校等で行う福祉教育への協力
- ・福祉団体の那須九尾まつりへの参加支援
- ・福祉イベントの後援及び協力
- ・町内福祉法人事業所と連携した訪問相談事業
- ・遺族会への支援

(2) 民生委員・児童委員

民生委員は、民生委員法に規定された、社会奉仕の精神をもって、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行う人たちで、児童福祉法に規定される児童委員を兼ねています。さらに、児童委員の連絡調整、活動の援助及び協力を行う主任児童委員がいます。

那須町全体では、令和2年10月現在、民生委員・児童委員は53人、うち3人が主任児童委員となっています。

◆民生委員・児童委員の役割

住民の生活状態を必要に応じ適切に把握し、援助を必要とする人の能力に応じて自立した生活ができるように相談に応じ、必要な助言や援助をします。
福祉サービスを適切に利用するために必要な情報の提供と援助をします。
社会福祉を目的とする事業の経営者等と密接に連携し、その事業又は活動を支援します。
福祉事務所や関係行政機関の業務に協力する等の活動をします。

民生委員・児童委員定例会



(3) ボランティア

平成 18 年に、ゆめプラザ・那須内に「那須町ボランティアセンター」が設立され、ボランティア活動の拠点として運営してきましたが、平成 25 年からは那須町社会福祉協議会ボランティアセンター係として、ボランティア活動を支援しています。

ボランティアの育成を目的に各種講座の開催や、趣味や技能を活かした方のボランティア活動のコーディネートを行うことで、多くの団体・個人が活動に取り組んでいます。

また、ボランティアセンターに登録をしているボランティア同士の交流会も開催され、活動を超えた連携作りも行われています。

過去の災害時には、平成 10 年の那須水害の経験をふまえ、東日本大震災や雪害、台風被害の際に、災害復旧等のボランティア活動に取り組んだほか、町内の活動に留まらず、町外や他県等へのボランティアの調整もしています。

しかし、ボランティアに携わる方の年齢層は高く、学校等の協力を仰ぐ現状ですが、今後若い世代のボランティアの育成が課題となっています。

(4) NPO

NPOは、英語の「Non-Profit Organization」の頭文字をとったもので、日本語で「非営利活動組織」という意味です。一般的には、社会的使命を持って自発的・先駆的・継続的に社会的な責任を持って公益性・多様性・国際性を重視した活動などを行う組織のこととされています。

本町においても、福祉、環境、教育などの分野で各団体が認証されており、1998 年の特定非営利活動促進法の施行以来、年々増え続けています。また、NPO 法人の認証を受けないで非営利活動している団体も多く存在しています。

NPOの中には、介護保険事業者として登録されている団体も多くあります。また、行政との協働の中で、福祉分野においても、行政からの委託を受け、様々な公的福祉サービスを行っている団体もあります。行政サービスでは対応しにくいサービスの提供や個別対応などを得意とし、組織的に責任を持った継続的なサービスを行える点で、これからの福祉の施策を考えて行く際、重要な役割を果たしていくことが期待できます。

(5) 福祉施設(事業所)

町内には次のような福祉施設があります。

◆公共施設（ゆめプラザ・那須）

保健センター	1 ヶ所
子育て支援センター	1 ヶ所

◆児童関係施設・事業所

保育園	6ヶ所
幼稚園	1ヶ所
認定子ども園	2ヶ所
放課後児童クラブ	8ヶ所



◆高齢者関係施設・事業所

特別養護老人ホーム	3ヶ所
養護老人ホーム	1ヶ所
有料老人ホーム	1ヶ所
居宅介護支援事業所	12ヶ所
訪問介護事業所	5ヶ所
訪問看護事業所	1ヶ所
通所介護事業所	8ヶ所
短期入所施設	3ヶ所
認知症高齢者グループホーム	4ヶ所
小規模多機能型居宅介護事業所	2ヶ所
サービス付高齢者向け住宅	3ヶ所
地域包括支援センター	1ヶ所
シルバー人材センター	1ヶ所

◆障がい者関係施設・事業所

障がい者入所施設	1ヶ所
障がい者グループホーム	5ヶ所
地域活動支援センター	2ヶ所
就労移行支援施設	1ヶ所
指定一般相談支援事業所	1ヶ所
指定(特定・障害児)相談支援事業所	4ヶ所
短期入所施設	4ヶ所
訪問系サービス事業所	4ヶ所
日中活動系サービス事業所	6ヶ所
放課後等デイサービス	1ヶ所



第 2 章 計画の考え方

第2章 計画の考え方

1 計画策定の趣旨

少子・高齢化が急速に進み、核家族化や地域意識が希薄化し、家庭や地域で支え合う力が弱まりつつあります。一方、町民の生活ニーズは多様化、増大化しており、従来の公的なサービスのみでは、町民が満足する対応が困難な状況が見受けられるようになってきています。

このような社会背景にあっては、町民の互いの助け合いや支え合い（自助・共助）と公的なサービス（公助）の充実を両輪とした地域福祉の向上が必要となっています。また、サービスの提供のあり方についても、身近な地域で、より柔軟できめ細かなサービスの提供が求められています。

町民の皆さんが主体的に地域福祉活動へ取り組んでいただくためには、町民自らが地域のニーズを把握し、対応を考えて行く必要があります。

そのため、「地域福祉計画」、「地域福祉活動計画」策定に当たっては、一般町民や福祉活動に携わる方等を対象とした、住民意識調査や分野別アンケート調査を実施し、広く町民の意向を把握するとともに、地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会及び作業部会という町民参加の場を設け、町民自身の手によって作っていただくようにしました。

また、本町では、「地域福祉計画」、「地域福祉活動計画」両計画の関係と整合性を図る必要から、「地域福祉計画策定委員会」と「地域福祉活動計画策定委員会」の委員、「地域福祉計画作業部会」と「地域福祉活動計画作業部会」の部員を同じ方をお願いし、一体的に策定してきました。

今後、多くの住民や団体、行政や社会福祉協議会、事業者などがニーズ（課題）や目標（将来像）を共有し、各々の役割において協働して行うことにより、地域でいきいきと幸せに暮らしていけることを目的とし、「介護保険制度」の改正や、「子ども・子育て支援新制度」及び「生活困窮者自立支援制度」の開始などの環境の変化を踏まえ、第4期「地域福祉計画」及び「地域福祉活動計画」を策定しました。

2 計画の位置づけ

(1) 第7期那須町振興計画

那須町振興計画は、町の全ての計画の上位計画として策定されます。令和2年度には、令和7年度を目標年次とする、第7次那須町振興計画後期基本計画が策定され、次のような福祉に関わる政策目標・基本計画が盛り込まれています。

第2章 計画の考え方

○福祉に関わる政策目標・基本計画（抜粋）

1 子ども・子育て支援環境の充実

- （１）子育て支援施策の充実
- （２）児童福祉施策の充実
- （３）保育サービスの充実
- （４）ひとり親家庭支援の充実

2 地域福祉の充実

- （１）地域福祉計画の推進
- （２）福祉団体の育成
- （３）ボランティアの育成

3 高齢者の自立支援の充実

- （１）高齢者の生きがいづくり
- （２）高齢者在宅福祉対策の推進
- （３）福祉施設の充実

4 障がい者の自立支援の充実

- （１）相談支援体制の充実
- （２）就労支援対策の充実
- （３）在宅福祉対策の充実

5 健康づくりの推進

- （１）健康づくり事業の推進
- （２）予防対策の推進
- （３）国民健康保険・高齢者医療対策の充実
- （４）地域医療及び広域医療の充実

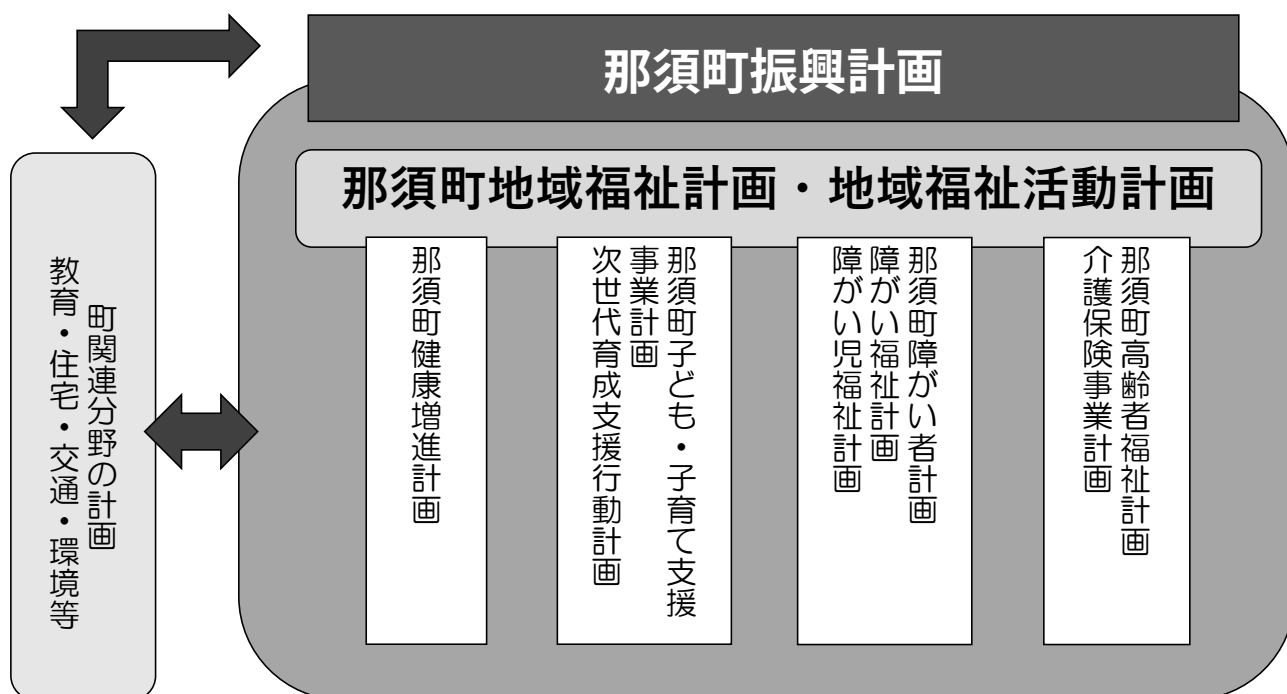
(2) 関連計画との関係

関連計画の中での位置づけ

本町では、振興計画のもとで多くの計画が立案され、実施されています。

その中において、高齢者福祉計画及び介護保険事業計画、障害者計画や次世代育成支援行動計画などの個別の計画は、高齢者、障がい者、児童といった対象ごとに、行政の視点で作成した計画を示すものです。

一方、多様化する住民の要望にこたえていくため、公民問わずあらゆる地域資源を活かした地域経営が求められており、住民と行政が協働で福祉に取り組む“パートナーシップ型の地域福祉のまち”をめざして、「地域福祉計画・活動計画（第4期）」を策定するものです。



	地域福祉計画	地域福祉活動計画
作成主体	行政（那須町）	民間（那須町社会福祉協議会）
性 格	行政計画	民間計画
理 念	公民協働による地域福祉の形成	
内 容	行政サービスの提供 民間福祉サービスへの支援	民間福祉サービスの提供
	行政・民間福祉サービスのコーディネート	

3 計画期間

計画の期間は、令和3年度から令和7年度までの5年間とし、令和5年度に見直しを行います。

なお、地域福祉計画と地域福祉活動計画は一体的な整備を図ることが好ましいことから、計画期限を令和7年度の期限に合わせ策定します。

平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	平成31年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)
第7次那須町振興計画									
前期基本計画					後期基本計画				
第3期那須町地域福祉計画・地域福祉活動計画					第4期那須町地域福祉計画・地域福祉活動計画 見直し				
...	第7期那須町高齢者福祉計画 ・介護保険事業計画				第8期那須町高齢者福祉計画 ・介護保険事業計画			...	
...	第3次那須町障がい者計画・ 第5期那須町障がい福祉計画・ 第1期那須町障がい児福祉計画				第4次那須町障がい者計画・ 第6期那須町障がい福祉計画・ 第2期那須町障がい児福祉計画			...	
第1期那須町子ども・子育て支援事業計画 次世代育成支援行動計画（前期）				第2期那須町子ども・子育て支援事業計画 次世代育成支援行動計画（後期）					...
第2期那須町健康増進計画							...		

4 策定体制

本町では、「地域福祉計画」「地域福祉活動計画」を一体的に策定することとし、策定組織として、「地域福祉計画策定委員会」「地域福祉活動計画策定委員会」、それぞれの委員会のもとに、「地域福祉計画作業部会」「地域福祉活動計画作業部会」を立ち上げました。

ただし、構成メンバーは委員会・作業部会とも同一であり、実質それぞれ1つの組織で2つの計画の策定を進めました。

住民による計画づくりを行うため、地域、福祉や教育などの団体にメンバーの選出を依頼し、また、アンケートの実施により、できる限り町民参加の具体化に努めました。

「策定委員会」が定めた計画策定の方針を基に、第3期計画の見直し及び第4期計画の立案など「作業部会」で基礎検討を行いました。

5 地域のとらえ方

「地域」とは何かを考えると、いわゆる「近所」としてのとらえ方や地域の活動の単位としての「自治会」など、とらえ方は様々です。

また、加齢に伴い身体機能が低下し、歩いて行ける距離も短くなるなど、年齢層によっても、地域のとらえ方は変わってきます。

本町の地区社会福祉協議会の活動は、旧小学校区（18地区）の範囲で展開されています。

また、自治会などそれぞれの組織によって、各々の担当地区を「地域」として位置づけています。このため、「地域」は、一律のものではなく、本計画では、小地域から全町域にわたる幅広いものととらえています。

なお、「地域」の定義としては、次の4項目が挙げられます。

- ① 地域福祉に関する課題の把握が容易にできること
- ② 住民間において、課題に対して関心を共有しやすいこと
- ③ 生活に身近なところでのサービスが利用でき、利用者にも安心を保障できること
- ④ 住民による地域福祉活動が具体的に展開しやすいこと

本計画では、この「地域」において、保健、福祉サービスの一体的提供や地域活動の拠点づくりやネットワークづくりなど、地域福祉活動のシステムづくりを目指します。



第3章 計画の基本理念と目標

第3章 計画の基本理念と目標

1 基本理念

若い人も高齢の人も障害のある人も、同じ地域で暮らすみんなが、「支え手」、「受け手」という関係を超えて、「我が事」として自分ができることを行ってお互いに支え合い、生きがいを持って、元気に暮らしていける「地域共生社会」の実現が求められています。

この計画の基本理念「ともに生きる明るい未来の那須まちづくり」は、そうした地域共生社会の実現を目標に、誰もが住み慣れた地域で互いに支え合い、協力し合いながら暮らしていくために、地域住民、事業者（企業を含む）、そして行政、社会福祉協議会が連携してまちづくりを進めていくことが重要であるとの認識から定められたものです。

基本理念

ともに生きる明るい未来の那須まちづくり



2 計画の体系

ともに生きる明るい未来の那須まちづくり

基本目標

I

みんなで生活しやすい福祉環境づくり

方針1 相談しやすい総合相談支援の仕組みづくり

方針2 移動支援の拡充及び住宅確保の支援

基本目標

II

みんなで行動へつなげる仕掛けづくり

方針1 地域の状況・課題を積極的に把握する仕組みとその担い手づくり

方針2 ボランティアの広報・啓発活動の充実と人材育成支援

基本目標

III

みんなで福祉を充実させるための仕組みづくり

方針1 子どもの福祉と子育て環境の整備

方針2 高齢者の方への支援

方針3 様々な障がいを持つ方への支援

方針4 生活に困窮している方への支援

基本目標

IV

みんなで安心して快適に暮らせるまちづくり

方針1 見守り支援の充実

方針2 権利擁護体制の充実

方針3 地域ぐるみの防犯活動の推進

方針4 災害時の支援体制の充実

第4章 地域福祉施策の推進

第4章 地域福祉施策の推進

基本目標Ⅰ

みんなで生活しやすい福祉環境づくり

方針1 相談しやすい総合相談支援の仕組みづくり

様々な相談に対応するため、総合相談の窓口の整備に努めます。また、既存の各相談窓口（機関及び人）の周知を図るとともに、横断的な連携がとれる相談体制を充実させます。

現状と課題

福祉の様々な問題が多様化する現代社会において、相談内容も複雑化し、より専門性が求められています。

『ゆめプラザ・那須』には、「こども未来課」「子育て支援センター」や「保健センター」、「社会福祉協議会」、「地域包括支援センター」が設置され、相談・情報提供の拠点として、町役場とともに重要な役割を果たしています。

しかしながら、若年世代には、認知度が低い施設もあり、さらなる周知が必要です。

また、問題が複雑化する中、地域生活課題の解決に向けての支援が、分野を問わず提供される体制が必要なため、総合的な窓口の創設が求められています。

▶ 町の取り組み

取り組み内容	担当課等
① 民生委員・児童委員の活動を住民に周知し、相談しやすい環境を整えます。	保健福祉課
② 電話やメール、ホームページ及び SNS など多様な形態での各種相談を充実させます。	
③ 職員一人ひとりが相談内容の理解を深めるため、研修を行います。	
④ ひきこりや生活困窮など制度の狭間にある福祉課題について、相談体制の充実に努めます。	
⑤ 分野横断的な総合相談窓口について検討し、整備を進めます。	

▶ 社会福祉協議会や民間団体の取り組み

取り組み内容	
①	各種相談に応じられるよう社会福祉協議会や民間団体等における研修会を実施し、相談体制の充実及び関係機関との連携を図ります。
②	社会福祉協議会ホームページに各種相談窓口を掲載し、情報提供します。
③	総合相談窓口整備の検討に参画します。

▶ 住民の取り組み

取り組み内容	
①	町や社会福祉協議会の広報誌やホームページ、SNS 等を活用し、福祉に対する情報収集を積極的に行います。
②	近隣の人たち同士で、相談できる関係を築きます。

方針2 移動支援の拡充及び住宅確保の支援

高齢者や障がい者、児童、生活困窮者等の移動困難者や住まいの確保が困難な方に対し、新たな移動支援と町営住宅の充実を図ります。

現状と課題

本町の公共交通は、JR及び町民・民間路線バスが運行されていますが、運行便数や路線数が少ない状況にあり、その改善に向けてデマンド型乗合交通の充実が図られてきました。しかし、車が無いと生活が困難な今日、高齢者や障がい者に限らず、移動が困難な方は増加傾向にあります。デマンド型乗合交通等のさらなる利用の向上を図るとともに、新たな移動手段の確保に向けた取り組みが望まれます。

住まいに関しては、町営住宅を291戸管理しており、若者世帯や高齢者世帯などに利用されています。今後、生活困窮者対策など住まいの確保が困難な方に対する支援策として、町営住宅の活用が望まれます。

▶ 町の取り組み

取り組み内容	担当課等
① 移動困難者や日常生活に必要な交通手段を確保するため、デマンド型乗合交通の利便性の向上を図ります。	ふるさと定住課
② 高齢者や障がい者を対象としたデマンド型乗合交通等の利用促進のために説明会を実施します。	保健福祉課
③ NPO法人や福祉事業所に対し、福祉有償運送の実施を支援します。	
④ 条件を満たした高齢者や障がい者等に、町営住宅の優先入居を実施します。	
⑤ 地域住民などのボランティアが移動支援に参画しやすい環境づくりを行います。	

▶ 社会福祉協議会や民間団体の取り組み

取り組み内容
① デマンド型交通の利用促進に参画します。
② ボランティア・NPO等活動により、移動支援の取り組みに参加・協力します。

▶ 住民の取り組み

取り組み内容
① デマンド型交通を利用し、改善点などを提案します。
② ボランティア活動を通じて移動支援の取り組みに参加・協力します。



基本目標Ⅱ

みんなで行動へつなげる仕掛けづくり

方針1 地域の状況・課題を積極的に把握する仕組みとその担い手づくり

地域で抱える問題は様々です。地域ごとに、現状を把握し、問題・課題の解決方法を検討し、互いに支え合いながら生活できる地域づくりを推進します。

現状と課題

地域福祉の推進役として、現在、18地区の地区社会福祉協議会が中心となり、「小地域福祉活動計画」を策定し、地域の福祉課題の解決に向け、高齢者の居場所づくりや交流活動、見守り活動、環境美化運動など、各地区に応じた活動を行っています。

しかし、いずれの地区においても、年々、高齢化による担い手不足のため、事業の実施・運営に支障が出てきています。

また、家族関係や地域との関りの希薄化により孤立してしまい、自分自身でSOSを発信することができない方への対応が課題とされています。

ともに生きるまちづくりを推進する上で、地区社会福祉協議会に対する人的支援は、重要なポイントであり、地域住民やボランティア、NPOなどと協力しながら、人材の育成を図る必要があります。

▶ 町の取り組み

取り組み内容	担当課等
① 地域の問題・課題の情報収集に努め、解決方法を地域住民と共に協議します。	保健福祉課
② 那須町まちづくり出前講座において、住民が福祉に対して関心が持てるよう引き続き啓発します。	
③ 地域福祉活動を推進するため、地域における若手リーダーの育成を支援します。	
④ 企業や事業所が社会貢献しやすい環境を整備します。	
⑤ 小地域福祉活動計画の推進を支援します。	

▶ 社会福祉協議会や民間団体の取り組み

取り組み内容	
①	小地域福祉活動計画を基本に、地域福祉活動の推進と福祉課題について話し合います。
②	子どもから高齢者までの幅広い世代が地域福祉活動に参加できる機会をつくれます。
③	小中学校等で行う福祉教育に参画します。
④	地域との関わりを通じて福祉課題の早期発見に努めます。

▶ 住民の取り組み

取り組み内容	
①	地域の行事に参加・協力します。
②	地域の福祉課題を社会福祉協議会や民生委員・児童委員に相談します。
③	近所の住民同士での見守り活動等に参加・協力します。



方針2 ボランティアの広報・啓発活動の充実と人材育成支援

地域の様々な課題を解決していくためには、地域活動を活発にする必要があり、ボランティア活動が不可欠です。広報誌やSNS等を使い、より多くの方にボランティア活動の情報を届けるよう努め、幅広い年代の人材育成に努めます。

現状と課題

ボランティア活動について、今回実施したアンケートでは、「活動していないが興味がある」が45.7%に対し、「実際ボランティア活動をしている」が4.8%となっており、興味を持つ方が実際に活動をするためのきっかけづくりが重要であることがわかります。

また、ボランティア団体に対するアンケートでは、「ボランティア活動の広報充実」や「ボランティアに対する理解と協力」への要望が高く挙げられています。

ボランティアセンターを中心として、広報誌やSNS等での啓発活動を充実し、若年層から高齢者まで幅広い世代の人材育成と住民のニーズに合ったボランティア講座の開催が求められています。

▶ 町の取り組み

取り組み内容	担当課
① ボランティアセンターと連携し、活動内容等の情報を広報誌やSNS等に掲載します。	保健福祉課
② ボランティア団体及び個人が気軽に集える場所を提供します。	
③ ボランティアに取り組む方に対し、情報提供や機会を調整し、活動しやすい環境づくりを実施します。	

▶ 社会福祉協議会や民間団体の取り組み

取り組み内容
① ボランティア活動内容等の情報をボランティアセンター広報誌「YOROZU」や社協だより、SNS等に掲載します。
② 若年層から高齢者まで幅広い年代のボランティアを育成するための講座等を開催します。
③ 地域活動とボランティアをつなげるための情報を収集・発信します。

▶ 住民の取り組み

取り組み内容
① ボランティアに関する情報に積極的に触れるよう努めます。
② 自分に合ったボランティアを見つけ、無理のない範囲で活動します。
③ 地域のニーズに合ったボランティア活動を自ら考え、実践します。



基本目標Ⅲ

みんなで福祉を充実させるための仕組みづくり

方針1 子どもの福祉と子育て環境の整備

子どもが安心して育つ・育てられる環境の整備を進めます。

現状と課題

平成27年度より開始された「子ども・子育て支援新制度」や令和元年10月からの「幼児教育・保育の無償化」により、保育を希望するすべての町民が必要な保育サービスを利用できるよう、施設の整備や保育サービスの拡充に取り組んでいるところです。

しかし、乳児保育は一部の保育園で未実施となっていることや、今後、更に多様化する保育ニーズに対応するため、保育サービスの充実を図っていく必要があります。

▶ 町の取り組み

取り組み内容	担当課等
① 赤ちゃんの駅として授乳やおむつ交換ができる場所を増やします。	こども未来課
② ファミリーサポート事業の利用促進を図ります。	
③ 保育園の適正配置を検討します。	
④ 子育て支援ヘルパー派遣事業の利用促進を図ります。	
⑤ 必要とされる保育ニーズに対応できるよう保育サービスの充実を図ります。	
⑥ 子育て支援アプリ「Hapi NASU ダイアリーby 母子モ」を活用し、妊娠中から出産、子育てまでのライフステージに合わせた支援を行います。	

▶ 社会福祉協議会や民間団体の取り組み

取り組み内容	
①	子育て支援センターと連携し、地域でできる子育て支援の体制づくりに取り組みます。
②	子育てに関するボランティアの推進を図ります。

▶ 住民の取り組み

取り組み内容	
①	地域みんなで子育て家族をあたたく応援します。
②	ファミリーサポート事業に積極的に参加します。



方針2 高齢者の方への支援

高齢者が元気に活動するため、高齢者の居場所づくりや活動機会の充実を図ります。また、地域で高齢者を支えるために、地域への啓発及び人材育成を行います。

現状と課題

本町では、令和2年11月には、高齢化率が40%を超え、ひとり暮らし世帯がますます増加しています。家族数が減少し、共働きが増えたことから、日中ひとり暮らし状態の高齢者も多くなっています。これに伴い、認知症高齢者などが詐欺被害にあったり、徘徊するなどの問題が増加しています。

高齢者福祉として、介護保険事業等により、高齢者の介護や要介護状態にならないための支援を行うとともに、高齢者が元気で活動できるよう、地域住民の支え合いによる介護予防等への積極的な参加や日常生活支援の推進を図る必要があります。

▶ 町の取り組み

取り組み内容	担当課等
① 地域の助け合い活動を支援します。	保健福祉課
② 認知症高齢者等の見守り事業を推進します。	
③ ボランティアやNPO等と協力し、高齢者の居場所づくりを推進します。	
④ 地区社会福祉協議会が行うふれあいルームや民間団体やサロン事業（高齢者の交流の場所）を支援します。	
⑤ 高齢者が地域で活発に活動できるようシニアクラブ等の活動を支援します。	
⑥ 在宅医療・介護の連携推進を図ります。	
⑦ 認知症施策や介護予防の推進を図ります。	
⑧ 那須町生活支援体制整備協議会（なすあった会）において、地域の支え合いを推進します。	
⑨ 介護者への支援体制を整備します。	

那須町生活支援体制整備協議会（なすあった会）とは

地域住民・各種団体・企業などが連携し、多様な日常生活の支援体制の整備について、協議する会です。

▶ 社会福祉協議会や民間団体の取り組み

取り組み内容
① 高齢者が地域で活躍できる機会を提供します。
② 認知症高齢者等の見守り事業に参画します。
③ 高齢者を対象とした居場所づくりの充実を図ります。
④ 在宅医療・介護の連携推進に協力します。
⑤ 認知症施策や介護予防の推進に参画します。
⑥ 介護者への支援体制整備に参画します。

▶ 住民の取り組み

取り組み内容
① 普段の生活を通して、支援が必要な高齢者世帯に対し、見守り活動を積極的に行います。
② 認知症等の学習会に参加し、認知症高齢者の徘徊を見つけたら、積極的に声をかけをします。
③ 介護予防活動に積極的に参加します。
④ ふれあいルームなどのサロン活動ボランティアに積極的に参加します。



方針3 様々な障がいを持つ方への支援

地域の中で障がい者が安心して暮らしていくために、町民に対し、障がいについての理解を深める活動を充実します。また、就労や集いの場など社会参加の機会を提供します。

現状と課題

本町には、「身体障害者福祉会」、「障害児者親の会」などの団体があり、日ごろから当事者同士の交流、生きがいつくり、情報共有などの活動を行っており、精神的負担の軽減や自立した生活・社会参加の促進などに役立っています。

しかし、会員の減少により、組織を維持するための新たな課題も生まれています。

また、保護者の高齢化に伴い、親なき後の生活をサポートする相談体制の充実を図る必要性があります。

さらに、障がいを持つ方への関心や理解が十分でないことが課題となっており、障がい者が地域で安心して暮らしていけるように、地域住民に対する啓発が求められます。

▶ 町の取り組み

取り組み内容	担当課等
① 障がい者及び障がい者団体に、福祉サービス等の情報提供を行い、活動や運営を支援します。	保健福祉課
② 「障害者自立支援協議会」の当事者部会において、当事者間の情報交換や地域に向けた障がいについての理解を深める福祉教育等の地域貢献をします。	
③ 障がい者の就労支援についてハローワークや福祉関係機関等と連携を図りながら充実させます。	
④ 「障害者優先調達推進法」に基づき、製品の購入・利用を推奨します。	
⑤ 障がいについてのシンポジウムや講座等を開催し、障がい者への理解促進に努めます。	
⑥ 「障害者差別解消法」に基づき、障がいを理由とする差別が解消されるよう周知します。	

🌸 障害者優先調達推進法とは

国や地方公共団体は、障害者就労施設等から、優先的に物品等を調達するよう努めることとする法律です。（平成25年4月施行）

▶ 社会福祉協議会や民間団体の取り組み

取り組み内容	
①	障がい者団体は、障がい者が地域で安心して暮らせる環境が整備されるように活動します。
②	障がい者を支援するボランティアを育成します。
③	障がい者団体は、障がいを持つ方への理解を促進するため、当事者との交流の機会等を設けられるよう提言します。

▶ 住民の取り組み

取り組み内容	
①	障がい者についての理解を深めます。
②	障がい者が困っているのを見かけたら、積極的に声掛けします。
③	地域における障がい者との交流の場所づくりに参加・参画します。



方針4 生活に困窮している方への支援

生活困窮者の自立に向けて、その状況を理解し、支援していくために、調査・検討を行い、地域の協力のもと、必要な支援体制を整備します。

現状と課題

生活困窮者の支援制度の開始により、生活保護に至る前の自立支援策の強化が図られ、また、生活保護から脱却した人が、再び生活保護に頼ることのないようにする支援をしてきました。しかしながら、制度の狭間にいる方への施策は十分ではありません。

今後、生活困窮者が自立していくためには、制度に基づいた支援だけでなく、一人ひとりのニーズに応じた個別支援の必要性が求められています。

▶ 町の取り組み

取り組み内容	担当課等
① 生活困窮者自立相談支援員等により、住宅の確保や就労支援、生活支援等の生活困窮対策を実施します。	保健福祉課
② 福祉事務所が実施する学習支援事業への支援を行います。	
③ 役場内における横断的な部署の連携及び他市町やハローワーク、事業所等の多職種と連携し、自立に向け、就労支援や生活支援等の総合相談体制を整備します。	

🎒 学習支援事業とは

要保護世帯などの児童・生徒に対し、学習支援や進路などの助言等を行い、学習習慣・生活習慣の確立や学習意欲の向上を図ることを目的とする事業です。

▶ 社会福祉協議会や民間団体の取り組み

取り組み内容
① 生活困窮者を対象にミニフードバンク事業やこども食堂等の整備を推進します。
② 家計の相談・助言を行うとともに、生活福祉資金等の貸付制度が有効活用できるよう支援します。
③ 民生委員や地区社協等と協力し、生活困窮者を早期発見します。
④ 生活困窮者支援のためのボランティアを育成し、地域住民による活動を促します。

🍷ミニフードバンク事業とは

一時的に生活が困窮する方に対し、米や缶詰等の食糧を提供する事業です。

🍷こども食堂とは

家庭における共食が難しい子どもたちに対し、無料または安価で栄養のある食事や暖かな団らんを提供すると共に、地域コミュニティの中での子どもの居場所を提供する活動です。子どもだけでなく、保護者も気軽に集えることで、子育て世代の育児に対する不安や負担を軽減する環境づくりにもなります。

🍷生活福祉資金とは

他の貸付制度が利用できない、低所得者や障がい者などの経済的自立と、生活の安定を目指し、生活支援を基本に行う貸付制度です。

▶ 住民の取り組み

取り組み内容
① 生活困窮に関することは早めに町や関係機関に相談します。
② 地域で生活に困っている方がいたら、町や関係機関に繋がます。
③ 生活に困窮する方の背景を理解し、できる範囲の支援を行います。

基本目標Ⅳ

みんなで安心して快適に暮らせるまちづくり

方針1 見守り支援の充実

電話相談や訪問を通じ、生活に不安を抱える世帯（高齢者・障がい者・生活困窮者・ひとり親家庭等の子育て世帯・外国人等）の安全と、孤立感の解消を図ります。

現状と課題

生活に不安を抱える世帯の増加に伴い、緊急時の対応が懸念されています。現在町では、ひとり暮らし高齢者に対して緊急通報システムの普及を図るとともに、民生委員・児童委員、警察、消防等の関係機関の協力のもと、見守りネットワークの構築や地区社会福祉協議会において、見守り活動が実施され始めました。

災害等の緊急時にも迅速に対応できる避難行動要支援者名簿の整備はされましたが、地域住民との協働による支援体制の充実を図るため、日常的な繋がりが求められます。

▶ 町の取り組み

取り組み内容	担当課等
① 災害時の避難に不安を抱える世帯等の避難行動要支援者名簿の更新及び他機関と連携した活用を促進します。	保健福祉課
② 高齢者の安否確認を図るため、緊急通報システムの利用促進や電話などによる連絡を継続します。	
③ 高齢者見守りネットワークの地域活動を推進し、組織を強化します。	
④ 防災行政無線や安全安心メールを利用した住民の見守りを推進します。	
⑤ 認知症高齢者の徘徊に対応したおかえりサポート事業を周知します。	

📧安全安心メールとは

町民の携帯電話などにメールで防災・防犯、火災情報や行政情報を送信する事業です。

📧おかえりサポート事業とは

認知症や心身の障がいにより徘徊、行方不明になる恐れのある方を地域で協力して早期発見に繋げていく事業です。

▶ 社会福祉協議会や民間団体の取り組み

取り組み内容	
①	高齢者見守りネットワークに協力します。
②	小地域福祉活動計画に基づき、各地区の状況に応じた住民による見守り活動を支援します。また、見守りボランティア講座を行い、担い手の育成を行います。

▶ 住民の取り組み

取り組み内容	
①	生活に不安を抱える世帯の見守りボランティア活動に参加・協力します。
②	安全安心メールやおかえりサポート事業に登録します。



方針2 権利擁護体制の充実

高齢者や障がい者等の人権が守られ、いつまでも尊厳を持って住み慣れた地域で生活することができるよう、成年後見制度や日常生活自立支援事業（あすてらす）の周知及び利用支援を行います。また、高齢者や障がい者、児童への虐待の防止、早期発見、早期対応に努めます。

現状と課題

超高齢化社会において、認知症高齢者などの増加が見込まれます。高齢者や障がい者等の自身の暮らしに不安を抱える方が、安心して暮らし続けるためには、成年後見制度や日常生活自立支援事業（あすてらす）をはじめとする権利擁護制度の普及の必要性はますます高まっています。しかし、制度への町民の理解はまだ十分ではない状況でないため、制度の周知と運用を促進する、中核機関の設置を進めていく必要があります。

また、虐待については、当事者が助けを求めることが難しいため、周囲の人による専門機関への情報提供や相談が重要となります。

▶ 町の取り組み

取り組み内容	担当課等
① 成年後見制度の周知の拡充と利用促進、人材の育成・確保に努めます。	保健福祉課
② 日常生活自立支援事業（あすてらす）の周知に努めます。	
③ 制度推進のための中核機関について検討し、令和4年度を目安に設置します。	
④ 権利擁護に関する講演会や学習会を開催します。（オンラインも含む）	
⑤ 虐待や認知症の相談窓口を周知すると共に、地域の見守り体制や関係機関との連携を強化します。	

▶ 社会福祉協議会や民間団体の取り組み

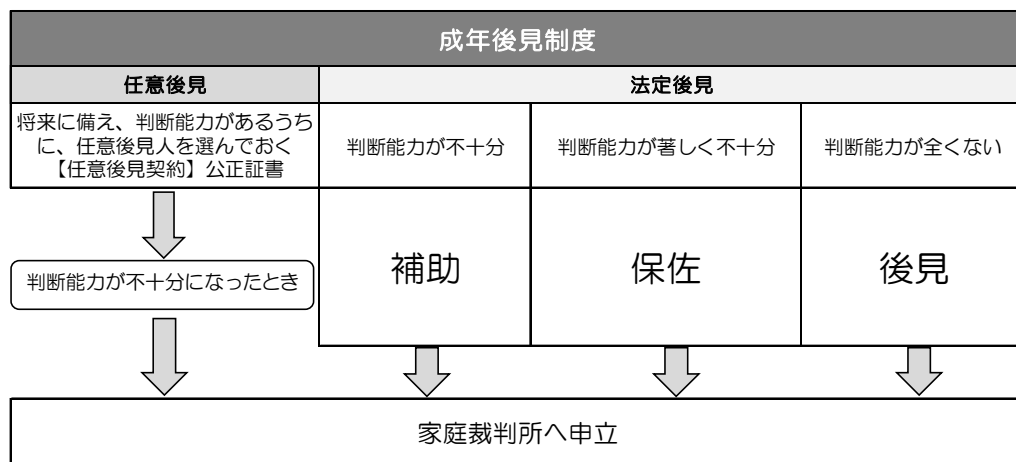
取り組み内容
① 成年後見制度や日常生活自立支援事業（あすてらす）の周知と利用を推進します。
② 生活に不安を抱える世帯等に対し、相談しやすい環境づくりを行い、高齢者や障がい者、児童虐待の早期発見や防止に努めます。

▶ 住民の取り組み

取り組み内容
① 成年後見制度や日常生活自立支援事業について理解します。
② 困りごとを抱えている方がいたら、情報提供します。
③ 虐待に気付いたら関係機関に相談・通報をします。

🔗 成年後見制度とは

認知症や知的障害、精神障害などで、判断能力が十分でない方々は、財産の管理や福祉サービスを受けるための契約などの法律行為を自分で行うことが困難であったり、悪徳商法などの被害にあうおそれがあります。このような、判断能力が十分でない方々を保護し支援するのが、成年後見制度です。なお、後見等開始の審判申立が必要であるが本人及び、親族による申立ができない場合は、町長が申立を行う場合があります。



🔗 日常生活自立支援事業（あすてらす）とは

認知症や知的障害など何らかの障害により、判断能力が不十分の方が地域で安心して自立した生活が送れるよう、社会福祉協議会がさまざまな相談に対応しながら、福祉サービスの利用援助を行う事業です。判断能力が不十分であるけれど、事業の契約内容について判断し、概ね理解できる方が利用できます。

1 日常生活支援サービス

福祉サービスが安心してご利用できるようにお手伝いします。

- ・福祉サービスを利用したり、その利用をやめるときの必要な手続き
- ・福祉サービスの苦情解決制度を利用する手続き等

2 金銭管理サービス

毎日の生活に必要なお金の出し入れをお手伝いします。

- ・公共料金、家賃、医療費、福祉サービスの利用料等の支払い手続き
- ・上記の支払に必要な預金の払い戻し等の手続き
- ・年金、手当等の受領に必要な手続き

3 書類等預かりサービス

大切な印鑑や証書などを安全な場所でお預かりします。

- ・預金通帳、保険証書、実印・銀行印などの保管
- ・お預かりできないもの・・・現金、書画、骨董品、貴金属類等

※日常生活自立支援事業では法律行為の代理、代行は出来ません。

方針3 地域ぐるみの防犯活動の推進

地域における犯罪を防止し、安全で安心して暮らせる地域とするため、防犯に対する意識を高めるとともに、地域住民による自主的な防犯活動を支援します。

現状と課題

近年、特殊詐欺等の犯罪被害の増加がみられます。また、子どもを対象とした犯罪も依然として増加傾向にあります。

このような犯罪防止には、「あいさつ運動」など地域における日頃のコミュニティが大きな役割を果たします。防犯に対する意識を高め、地域住民が安心して快適な暮らしが送れるよう、地域の結びつきが必要です。

▶ 町の取り組み

取り組み内容	担当課等
① 警察や消防など関係機関との連携を強化します。	保健福祉課
② 民生委員・児童委員などと連携し、訪問時に特殊詐欺等の防犯啓発を実施します。	

▶ 社会福祉協議会や民間団体の取り組み

取り組み内容
① 高齢者見守りネットワークに協力します。
② 小地域福祉活動計画により、地域で行われる学習会や啓発活動等に参加し、各地区の状況に応じた住民による見守り活動を支援します。

▶ 住民の取り組み

取り組み内容
① 子どもや高齢者等の見守り活動に積極的に参加します。
② 安全安心メールを登録します。
③ 特殊詐欺についての理解を深め、自ら防衛することに努めます。
④ 犯罪に強い地域づくりを目指し、近隣同士での協力関係を築くよう努めます。

方針4 災害時の支援体制の充実

災害に備えるとともに、災害時において、地域住民が安全に避難し、円滑に助け合いができるよう支援します。

現状と課題

近年、地震や台風などの大規模自然災害が発生し、各地に甚大な被害をもたらしており、2011年の東日本大震災や、東日本台風では、本町でも多くの被害を受けました。

一人一人が日頃から防災意識を持ち、災害へ備えることが大切ですが、今回のアンケートでは、避難場所の認知度は上がったものの、介助者なしでは避難できない、またはわからないと答えた方が20%を超えている状況です。日頃の地域における活動とともに、災害時における避難困難な要支援者への対応なども検討していく必要があります。

▶ 町の取り組み

取り組み内容	担当課等
① 日本赤十字社との連携を強化し、災害支援物資を迅速に配布します。	保健福祉課
② 災害時のボランティア活動を推進します。	
③ 要支援者への防災対策に取り組みます。	
④ 要支援者の情報の把握（名簿の地図システムの登録・データベース化）、共有及び活用により支援体制を推進します。	
⑤ 避難所及び福祉避難所の周知・運営と該当者が参加する避難訓練を推進します。	総務課 保健福祉課
⑥ 災害時における住民の避難と避難所運営を支援します。	総務課
⑦ 安全安心メールを周知し、利用を促進します。	総務課
⑧ 災害時におけるSNS等を活用した住民同士の連絡体制づくりを推奨します。	
⑨ 災害時に備え、避難に不安を抱える高齢者や障がい者等の見守り活動を推進します。	保健福祉課
⑩ 自主防災組織の設立を支援し、発災時には社会福祉協議会の運営する災害ボランティアセンターとの連携ができるよう協力します。	総務課

▶ 社会福祉協議会や民間団体の取り組み

取り組み内容	
①	福祉事業所等の施設を利用している方の安全を確保するため、防災対策を徹底します。
②	災害支援に関する講座を開催し、知識の習得に努め災害時の支援者を育成します。
③	該当者が参加する福祉避難所の運営と避難訓練に参画します。
④	災害ボランティアを育成します。
⑤	災害時における災害ボランティアセンターの設置運営を行います。
⑥	災害ボランティアセンターの立ち上げ訓練を実施します。
⑦	地域における要支援者を把握します。

▶ 住民の取り組み

取り組み内容	
①	地域の防災対策と自主防災組織の設立に協力し、発災時には災害ボランティアセンターと連携します。
②	災害時の要支援者の避難活動に協力します。
③	災害時には逃げ遅れることがないように、隣近所同士で早めに声を掛け、助け合います。
④	障がいを持つ方など、災害時に特に支援を必要とする方との日常的な関係づくりをすすめます。
⑤	避難に不安を抱える方は、日頃から町に相談するなど、災害に備えます。



第 5 章 計画の推進にあたって

第5章 計画の推進にあたって

1 計画の普及啓発と実践

(1) 計画の普及啓発

全ての町民に対し、ダイジェスト版や広報、ホームページなどにより周知を図るとともに、地域活動団体や福祉サービス事業者などに、理解と参加・協力を求めています。

このほか、本計画の啓発を図るため、イベントなどの事業を開催します。

(2) 計画の具体的な展開と実践

本計画は、福祉だけでなく、交通・環境・災害支援などの地域の課題に対して、その取り組みの方向性を示したものです。

このため、町の関係課、地域の団体や福祉関係者、事業所などにおいて、実情に合った具体的な協力・行動の計画を立て、実践していく必要があります。

(3) 計画の推進体制

計画策定について、町保健福祉課、社会福祉協議会がその事務局として進めてまいりましたが、計画の推進についても同様に努めていくことになります。

本計画は、既存の様々な計画と関連していますので、町の関係課や関連機関との連絡調整を図り、進行管理組織の運営を行います。

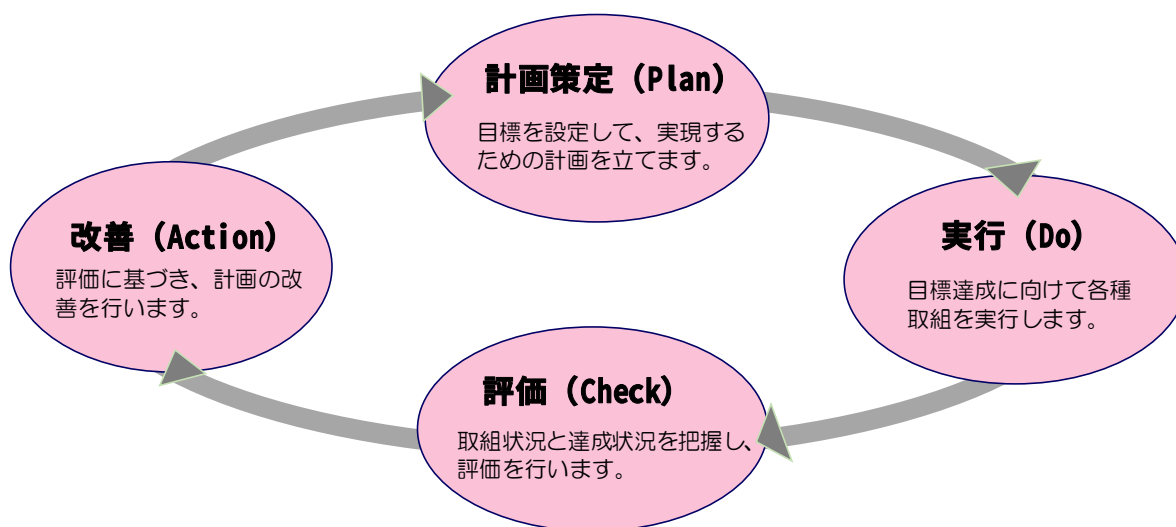
事業の実施についても、町保健福祉課、社会福祉協議会が積極的に推進に努めていくとともに、町民一人ひとりや、地域、関係団体、事業所等が、各々の役割の中で、積極的に活動していけるよう支援していきます。

(4) 計画の進行状況の確認と見直し

この計画は、計画期間を5年間とし、3年目に見直しを行うこととしています。

(5)計画の進行管理

本計画の進行管理にあたっては、PLAN（計画）、DO（実行）、CHECK（評価）、ACTION（改善）を繰り返すマネジメント手法である「PDCA サイクル」の理念を活用し、計画の速やかな実行を図るとともに、評価と改善を十分に行うことで、実効性のある計画を目指します。



第 6 章 参考資料

第6章 参考資料

1 住民意識調査(アンケート)

(1) 調査の概要

「第4期那須町地域福祉計画・地域福祉活動計画」の策定にあたり、町民の皆様より「地域福祉」に関するご意見を幅広く伺うことにより、今後の施策を検討するための基礎資料とさせていただくためにアンケート調査を実施しました。

調査期間

令和2年10月30日（金）～ 令和2年11月20日（金）

調査対象者

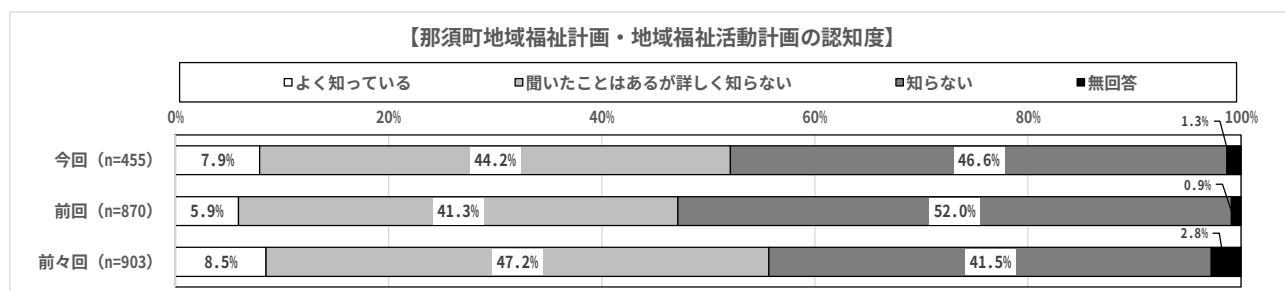
- ア・18歳以上一般町民を対象とする住民意識調査：無作為抽出 1,000名
- イ・シニアクラブ、ボランティアグループ、子育て中の方、
障がいをお持ちの方(本人・家族)、中学生、福祉サービス利用の方、
民生委員・児童委員

	配布数	回収数	回収率
町民調査	1,000 件	455 件	45.5%
シニアクラブ調査	47 件	27 件	57.4%
ボランティア調査	51 件	33 件	64.7%
子育て中調査	66 件	48 件	72.7%
障がいをお持ちの方調査	60 件	43 件	71.7%
中学生調査	150 件	128 件	85.3%
福祉サービス利用者調査	80 件	63 件	78.8%
民生委員・児童委員調査	53 件	37 件	69.8%

これらにより、住民の、地域の捉え方や福祉への関わり方など全体的な方向性を把握いたしました。なお、一般町民を対象とする住民意識調査結果については、第3期計画（平成28年度）策定時における調査結果との比較による意識等の違いにも配慮して分析を行いました。

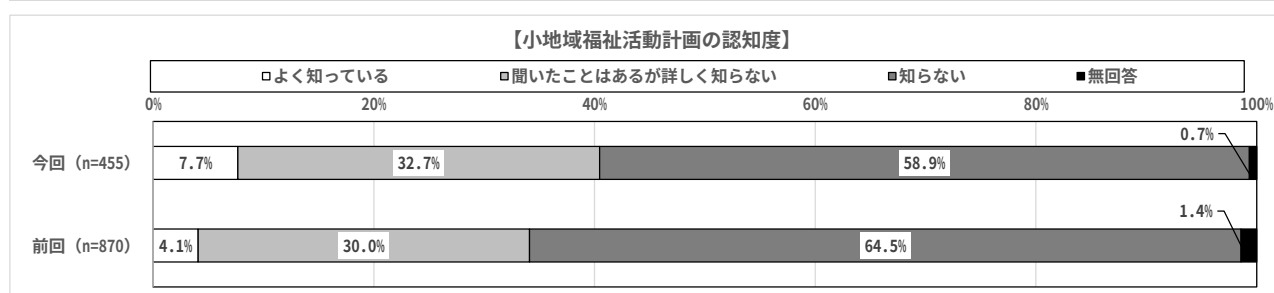
(2) 一般町民を対象とするアンケート調査

那須町地域福祉計画・地域福祉活動計画の認知度



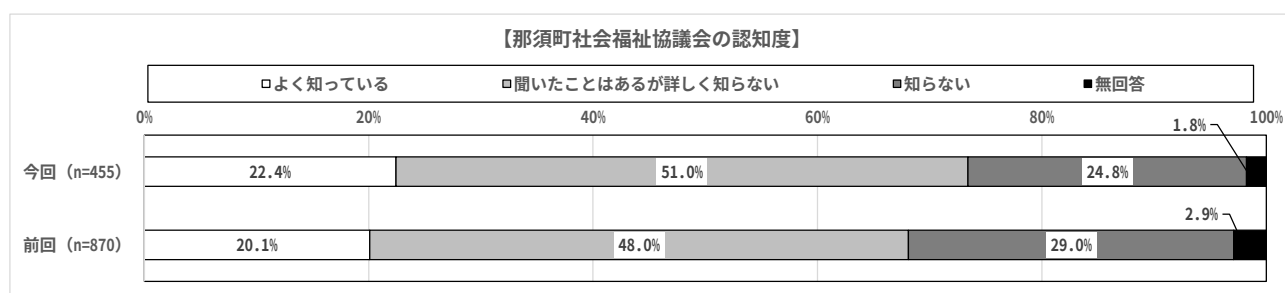
那須町地域福祉計画・地域福祉活動計画の認知率については、「知らない」が46.6%と最も高く、次いで「聞いたことはあるが詳しく知らない」が44.2%、「よく知っている」が7.9%となっています。前回と比較すると、「よく知っている」が2.0ポイント高くなっています。

小地域福祉活動計画の認知度



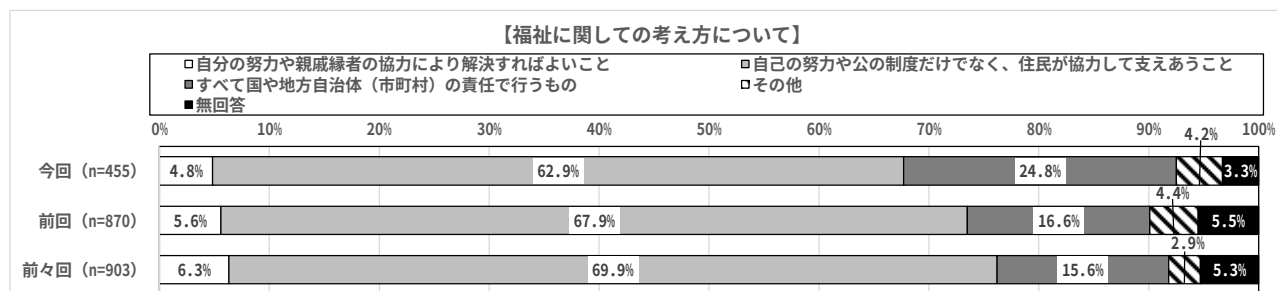
小地域福祉活動計画の認知率については、「知らない」が58.9%と最も高く、次いで、「聞いたことはあるが詳しく知らない」が32.7%、「よく知っている」が7.7%となっています。前回と比較をすると「よく知っている」が3.6ポイント高くなっているものの、全体の半数以上が「知らない」と回答しており、更なる周知が必要です。

那須町社会福祉協議会の認知度



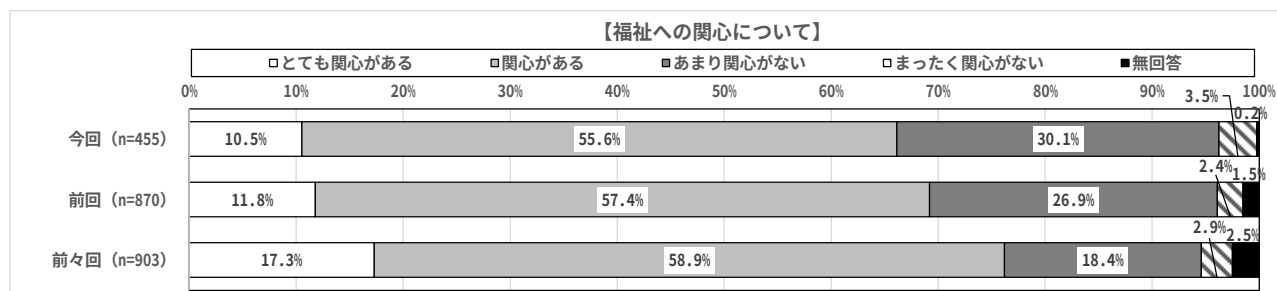
那須町社会福祉協議会の認知率については、「聞いたことはあるが詳しく知らない」が51.0%と最も高く、次いで、「知らない」が24.8%、「よく知っている」が22.4%となっています。前回と比較をすると「よく知っている」が2.3ポイント、「聞いたことはあるが詳しく知らない」が3.0ポイント高くなっており、認知度が上がっている事が伺えます。しかしながら、2割以上が「知らない」と回答しており、引き続き周知が必要です。

福祉に関する考え方について



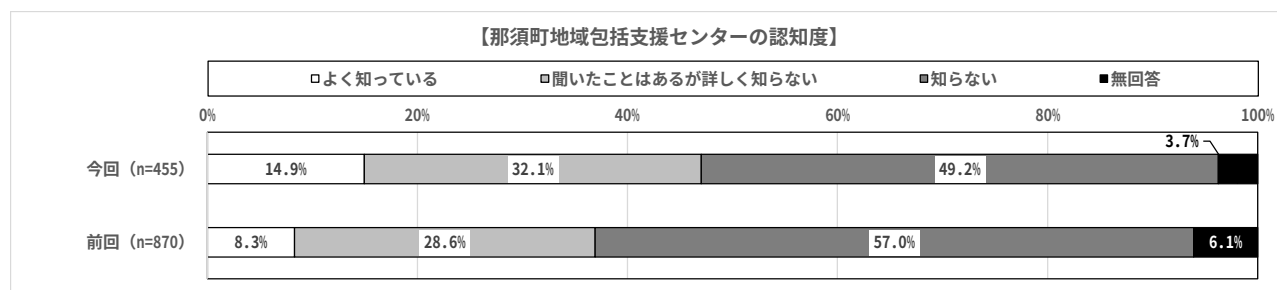
福祉についての考え方については、「自分の努力や公の制度だけでなく、住民が協力して支え合うこと」が62.9%と最も高く、次いで、「すべて国や地方自治体（市町村）の責任で行うもの」が24.8%となっています。「福祉」は、「住民が協力して支え合う」と考えている方が多いものの、前回、前々回と比較をすると「すべて国や地方自治体（市町村）の責任で行うもの」と考えている方が増えています。

福祉への関心について



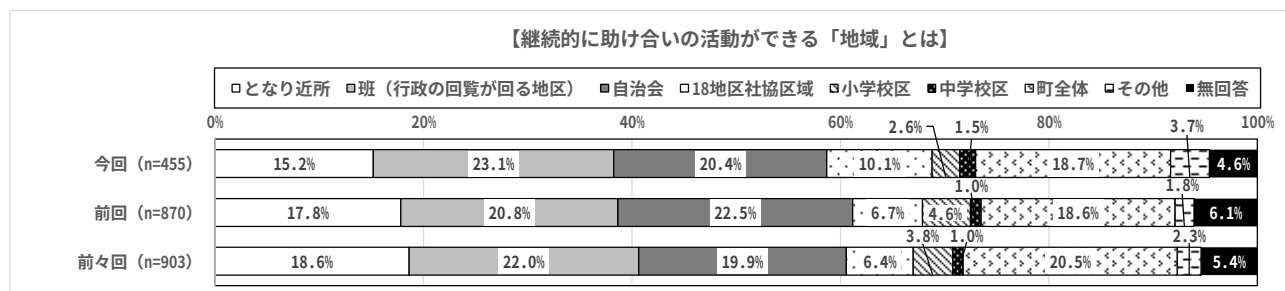
「福祉」への関心の有無については、「とても関心がある（10.5%）」と「関心がある（55.6%）」を合わせた『関心がある（計）』が66.1%、「あまり関心がない（30.1%）」と「まったく関心がない（3.5%）」を合わせた『関心がない（計）』が33.6%となっており、半数以上が「福祉」に関心を持っています。しかしながら、前回より「関心がある（計）」と回答された方の比率は低下しており、関心を持ってもらえる活動が必要です。

那須町地域包括支援センターの認知度について



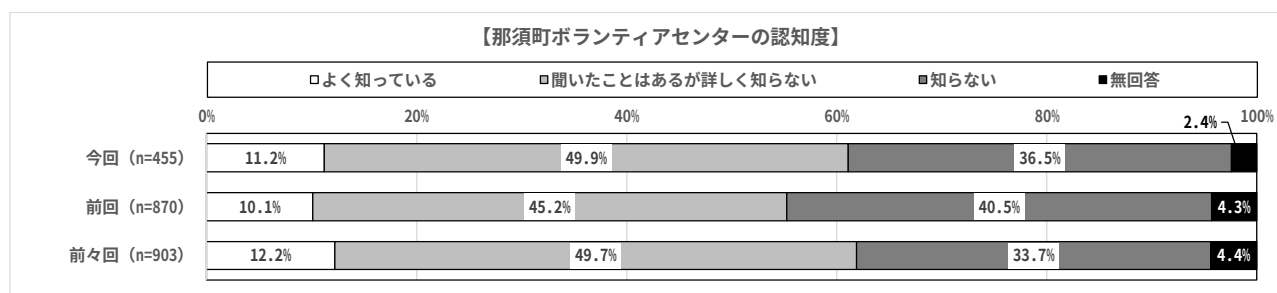
那須町地域包括支援センターの認知度は、「よく知っている」が14.9%と、前回よりも6.6ポイント高く、認知度が上がっていることがわかります。一方、「知らない」が49.2%という結果も出ており、引き続き周知が必要です。

継続的に助け合いの活動ができる「地域」について



継続的に助け合いの活動ができる「地域」の範囲については、「班（行政の回覧が回る地区）」が23.1%と最も高く、次いで「自治会」が20.4%、「町全体」が18.7%となっています。「となり近所」が前々回18.6%、前回17.8%、今回15.2%と減少傾向にあります。防災や防犯、見守りや声かけ等で最も頼りになるのが、隣近所の助け合いです。普段のお付き合いから、どこにどんな人が住んでいるか、たがいに知っておくと、いざというときの力になります。自治会や班での『ご近所力』をアップする活動が必要となっています。

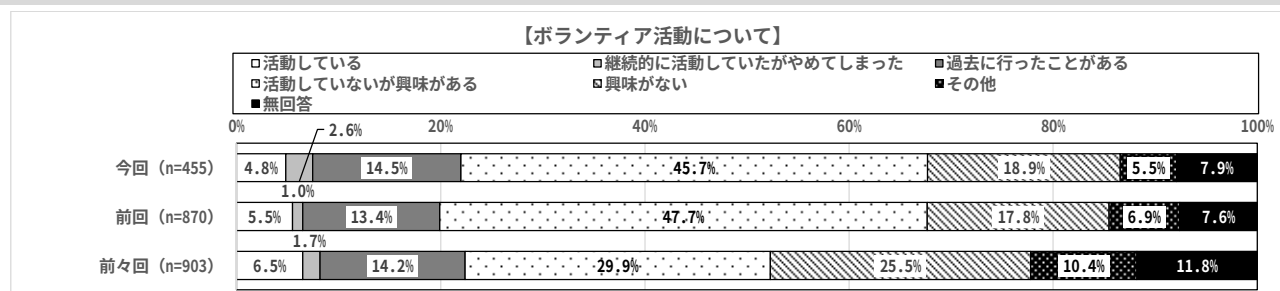
那須町ボランティアセンターについて



那須町ボランティアセンターについて、「よく知っている」は11.2%、「聞いたことはあるが詳しく知らない」が49.9%、「知らない」が36.5%となっています。

前回よりも「知らない」が4ポイント低くなり、「よく知っている」が1.1ポイント、「聞いたことはあるが詳しく知らない」が4.7ポイント高くなっております。

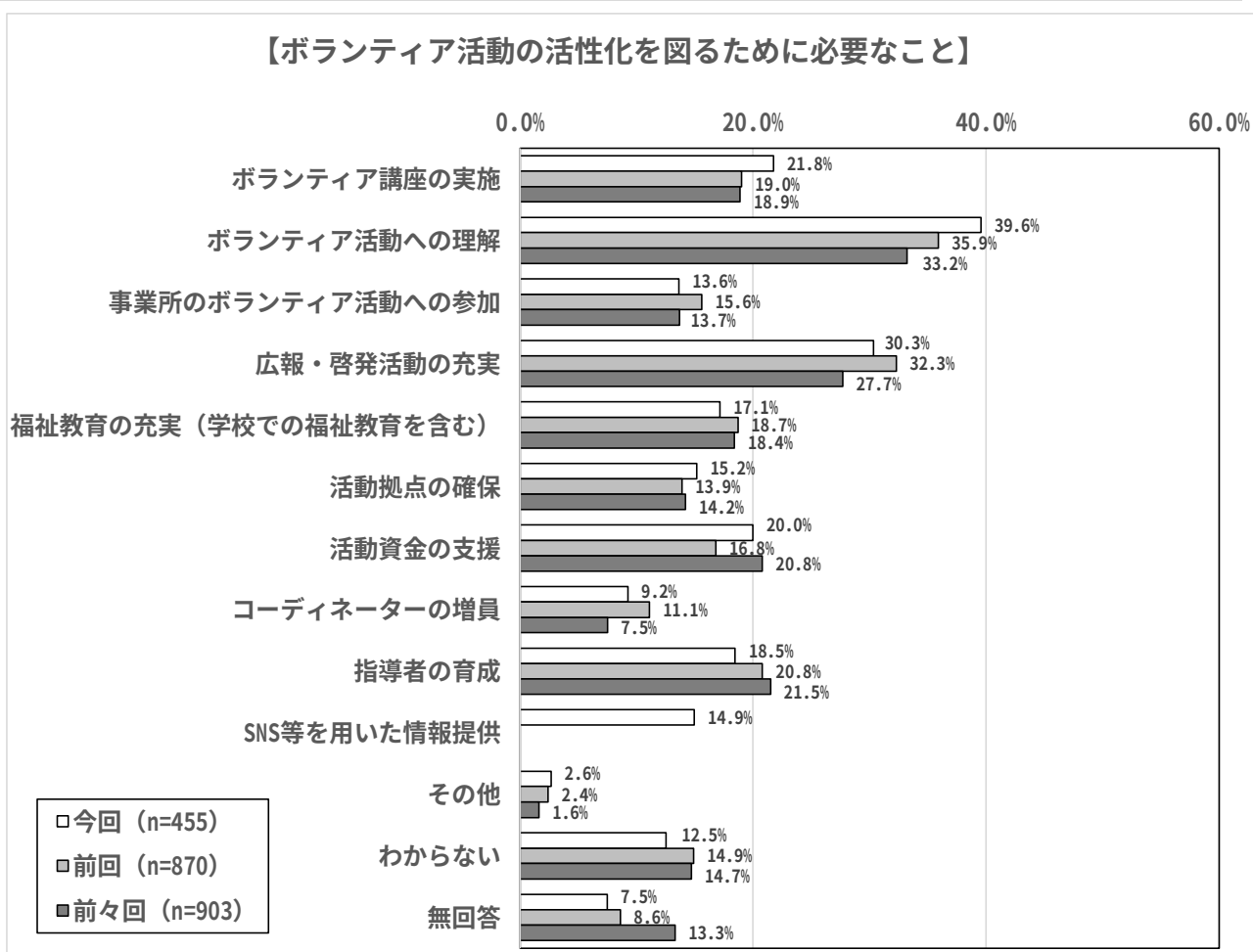
ボランティア活動について



ボランティア活動について、「活動していないが興味がある」が45.7%と最も高く、次いで「興味がない」が18.9%、「過去に行ったことがある」が14.5%となっています。

「活動していないが興味がある」の47.7%に対し、「活動している」は4.8%であることから、興味がある方が実際に活動できるような取り組みや、きっかけ作りが必要です。

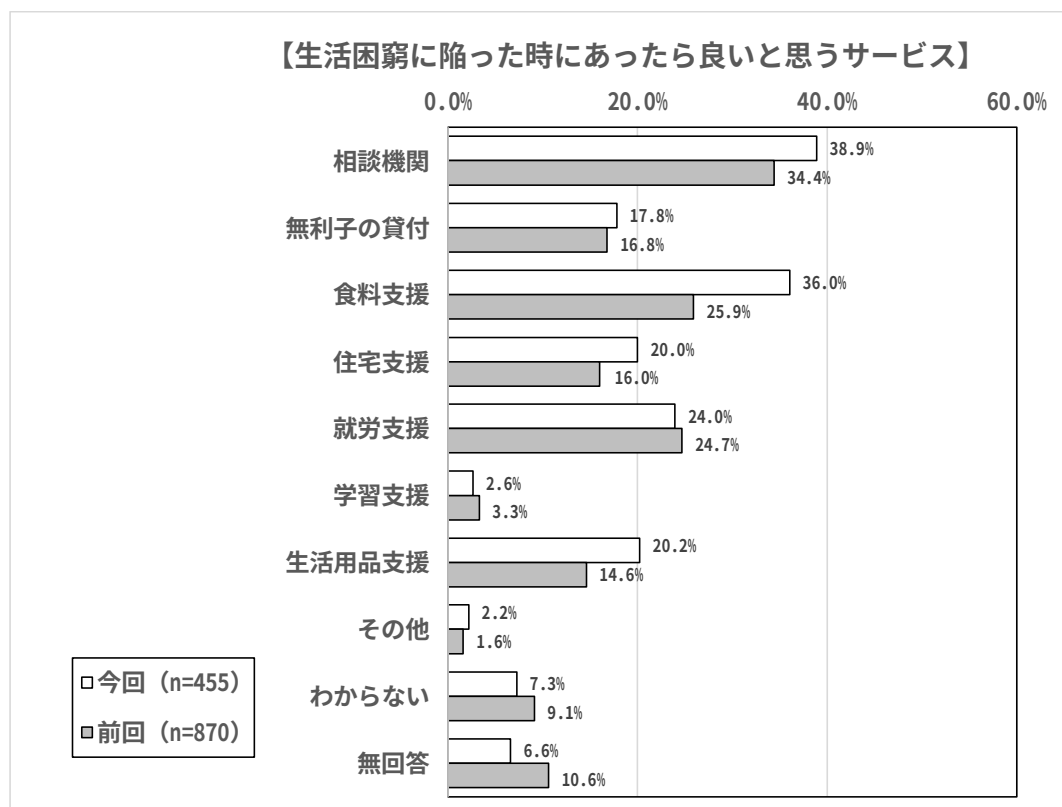
ボランティア活動の活性化を図るために必要なこと



ボランティア活動を活発するために必要なことについては、「ボランティア活動への理解」が最も高く、39.6%、次いで「広報・啓発活動の充実」が30.3%となっております。

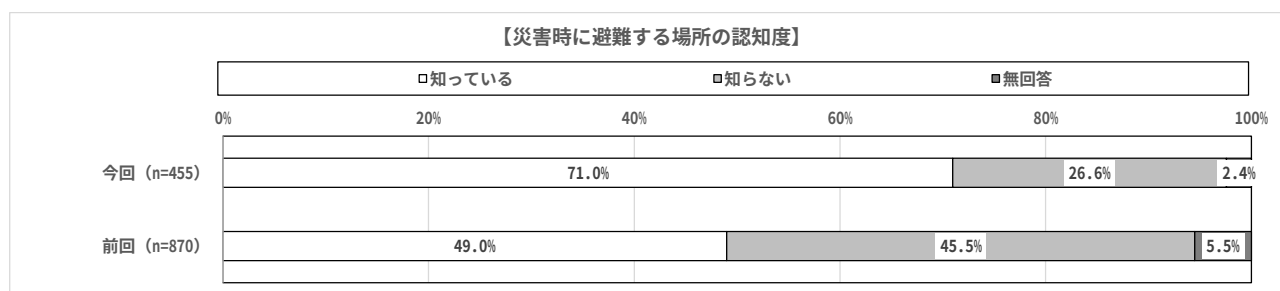
また、「SNS を用いた情報提供」については、14.9%が必要と考えており、SNS で発信することにより、ボランティア活動への理解や活動が活性化されることが期待されます。

生活困窮に陥ったときにあったら良いと思うサービス



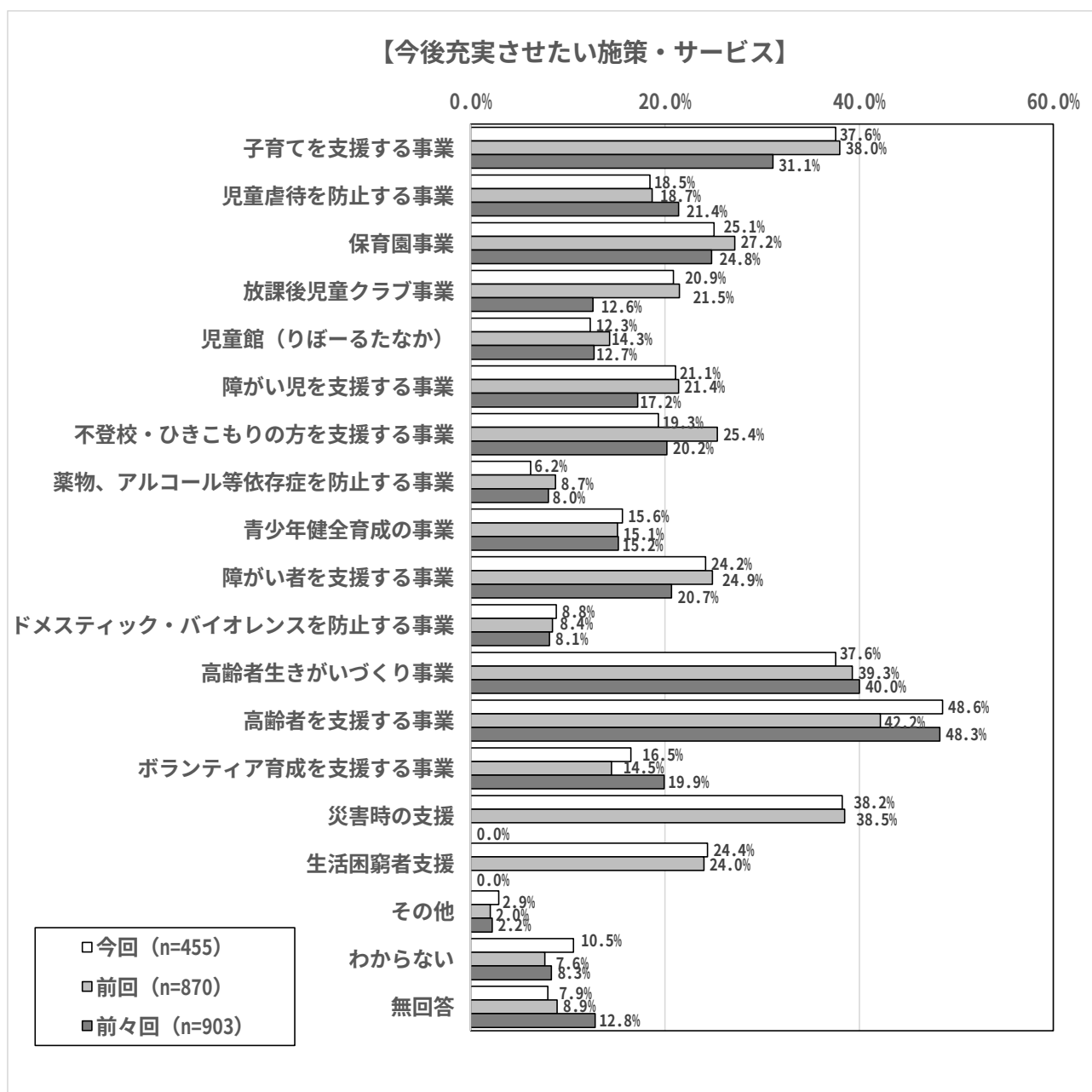
生活困窮に陥ったときにあったら良いと思うサービスは、「相談機関」が最も高く、38.9%、「食料支援」が36.0%、「就労支援」が24.0%となっています。前回と比較をすると「相談機関」「無利子の貸付」「食料支援」「住宅支援」「生活用品支援」「その他」において、前回よりポイントが高くなっており、特に「食料支援」は10.1ポイントと大幅に高くなっています。

災害時に避難する場所の認知度について



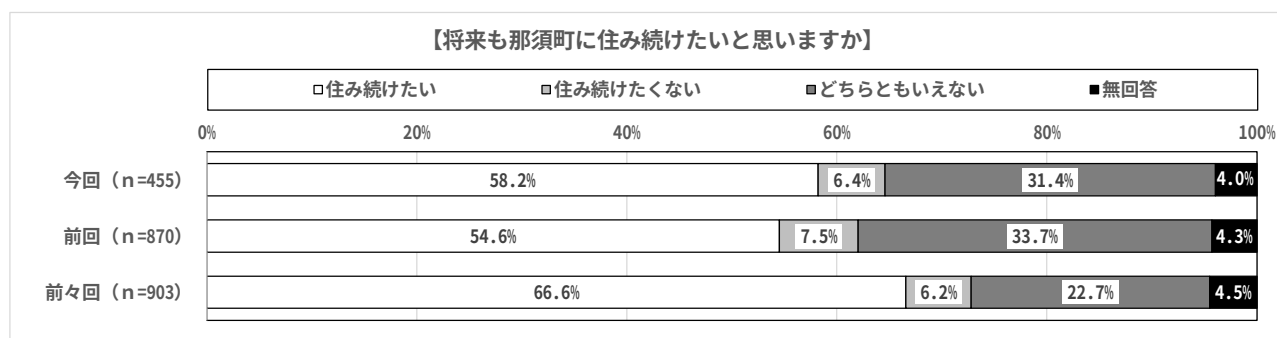
災害時に避難する場所の認知度は、「知っている」が71.0%と最も高く、前回と比較をすると22ポイント高くなっています。一方、「知らない」が26.6%となっており、引き続き周知が必要です。

今後充実させたい施策・サービスについて



今後充実させたい施策・サービスについては、「高齢者を支援する事業」が最も高く48.6%、次いで「災害時の支援」38.2%、「高齢者生きがいづくり事業」37.6%、「子育てを支援する事業」37.6%となっています。前回と比較すると、「高齢者を支援する事業」が6.4ポイント高くなっています。

将来も那須町に住み続けたいと思うかについて



将来も那須町に住み続けたいと思うかでは、「住み続けたい」が最も高く、58.2%となっています。前回と比較をすると「住み続けたい」が3.6ポイント高くなっています。

住み続けたい理由としては、「自然が豊かだから」「環境がいい」「住みやすい」「生まれ育った町だから」が多く、「住み続けたくない」理由は、「交通の便が悪い」「病院が近くにない」といった意見が多く上がっています。

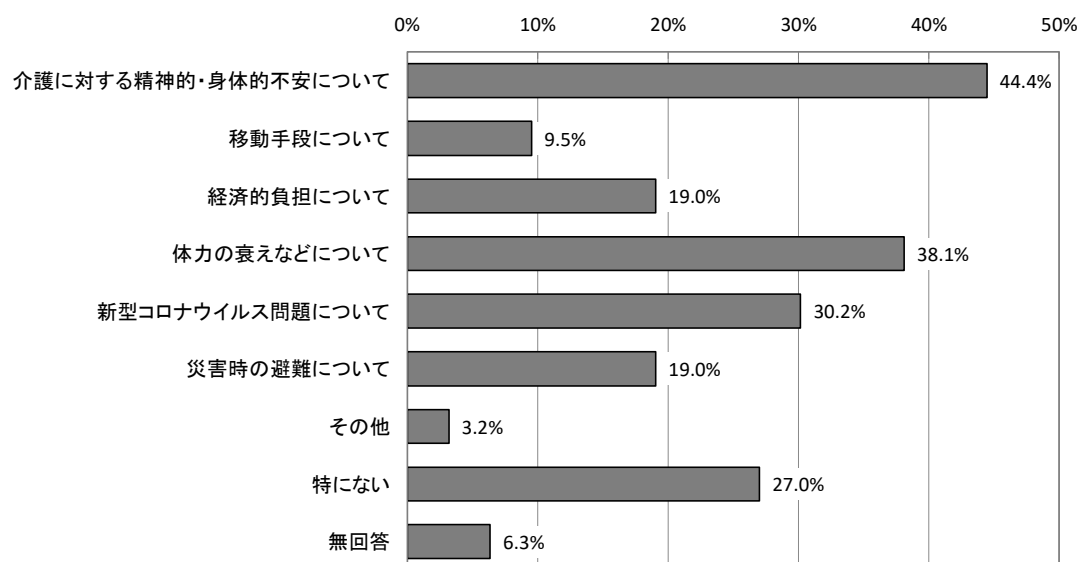
将来どんなまちになって欲しいと思いますかについて（多数意見）

このまま自然が残る町であってほしい。
どんな人も受け入れ自分らしく生きられる。
高齢者が住みやすい町。
もっと子どもや若い人が増えて、活気ある町になって欲しい。
若い世代から高齢者まで安心して住み続けられる町。
医療と福祉サービスの充実した町に。
観光資源をもっと活かして活気のある町にしてほしいです。
若者が仕事を持ち自信を持って暮らせるような町
子育てしやすい町、ここで子育てしたいと思える町。
交通機関が良い町。
人口が増えて楽しい町、明るい町。

(3)分野別アンケート調査

◇福祉サービス利用者

◇問1 毎日の生活の中で、困っていること、不便に感じることはありますか。あてはまるものを選び番号を○で囲んでください（いくつ選んでも構いません）。

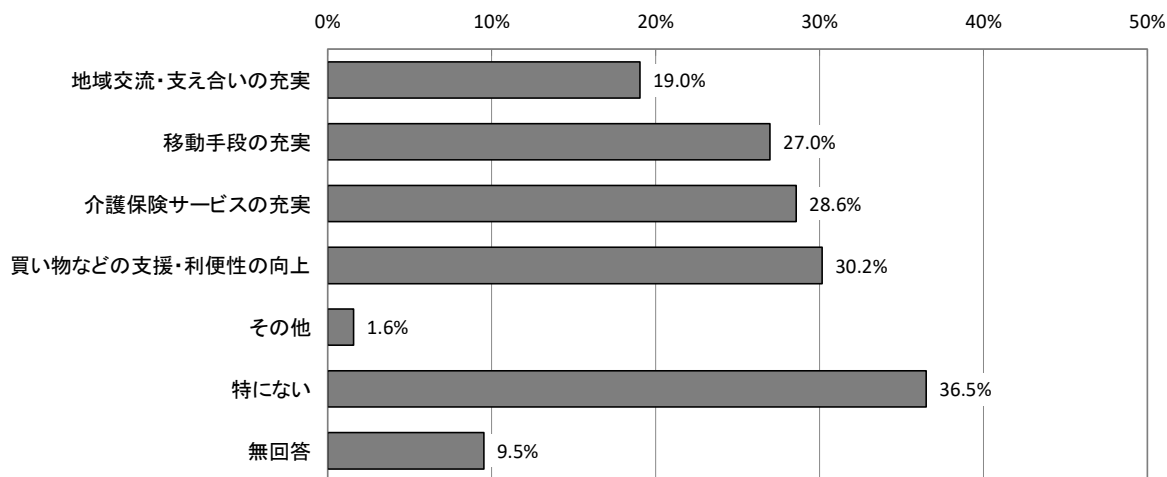


項目	主な内容
介護に対する精神的・身体的不安について	・認知症の為、同居する家族としては、とても精神的負担を感じています。 ・認知症の母に対するいらだちが、私自身の精神的ストレスになっている。 ・いつまで、介護が続くか心労が大きい。
移動手段について	・町営バスは、運行本数が少なく、病院などは行くにもかぎりがある。 ・自分で出かけて用事をすませることができない。
経済的負担について	・国民年金なので施設に入れたくても難しい老老介護の心配。 ・年金額が少ない為、ショートステイの日数を増やしたくても増やせない。 ・母も私も国民年金なので、もう少し安価で利用できるよう経済的支援。
体力の衰えなどについて	・一人暮らしなので足が衰えていつ転ぶかが心配です。 ・肉体的にできる事が減っていき、家族の負担が増えていく。
新型コロナウイルス問題について	・コロナが早く収まってほしい。少々の事では病院に行けない。 ・酸素吸入をしているためコロナの感染が心配です。 ・新型コロナウイルスの事で毎日の日々が心配です。
災害時の避難について	・一人暮らしなので、どうしたら良いか分からず不安でいっぱいになる。 ・長男の私は県外にて遠い。もし災害の折父一人では心配である。
その他	・老老介護になりつつある。 ・介護人が72歳で病気があり病院通いをしています。

◇問2 それらを解決するためには、どのような支援やサービスがあればよいと思いますか。

項目	主な内容
介護に対する精神的・身体的不安について	・通院サポート・家族の悩み相談・介護ストレスを緩和できる体制作り。 ・家族だとどうしても甘えが出るので、デイサービスなどにいってもらい、たくさんの人とふれあい、少しでも自分でやる・やろうとする気持ちになってほしい。
移動手段について	・福祉タクシーの増・介護施設による通院付添サービス。 ・タクシーの割引。
経済的負担について	・国の施策として、介護費用負担の軽減策をお願いしたい。 ・国民年金でも、利用できる施設があったら利用したい。 ・今後、安価な料金で入居、生活が出来る介護施設の検討をお願いしたい。
体力の衰えなどについて	・体を動かす。 ・歩くための本人に合ったリハビリを望みます。
新型コロナウイルス問題について	・PCR検査が手軽にできるようにしてほしい。 ・感染防御策レクチャー支援、アルコール・マスク等の町として公費負担。 ・自宅でのPCR検査が出来ればよい。
災害時の避難について	・いち早く情報を流してほしい。各避難場所の確認を時々してほしい。 ・ボランティア活動及び地域の中での支え合いの増加。 ・地域ごとの災害時の対策・見守り助け合い支援の充実
その他	・那須町独自の政策（負担の軽減など）町民にやさしい住みよい町政が必要。

◇問3 那須町を暮らしやすく、住んでいて楽しい町にするためにはどうすれば良いと思いますか。あてはまるものを選び番号を○で囲んでください（いくつ選んでも構いません）。

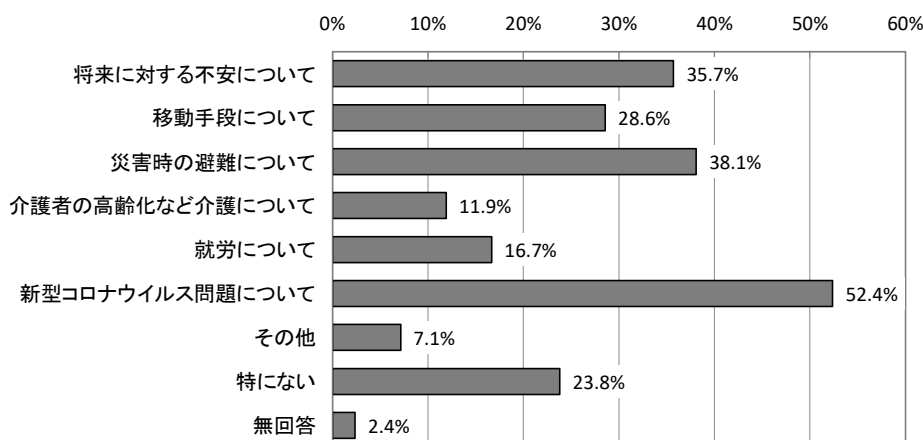


項目	主な内容
地域交流・支え合いの充実	・敬老会以外にも、交流の場を作ってほしい。 ・住民の交流の機会を増やして欲しい。 ・ボランティア活動の増加・隣近所の助け合いの充実。

項目	主な内容
移動手段の充実	・ 町営バス、もう少し細かく時刻方面等を検討が必要。 ・ デマンドについて、個々の細かな要望に添えて欲しい。
介護保険サービスの充実	・ ボランティアの育成で、介護の現場での活用。 ・ 難しいとは思いますが、町立の総合病院があれば安心できます。 ・ もう少し細かな所、視点で、介護の在り方充実。
買い物などの支援・利便性の向上	・ 移動商店が来てほしい（ちょっとした食料品・雑貨をつんで…）。 ・ 町の業者に依頼して移動販売などの充実。
その他	・ 若い世代が住んでみたいと思える町。（子育て世代・一軒家が取得できる補助など） ・ 都内への通勤できる町への変化等、職場が町にない事が問題。

◇障がいをお持ちの方（本人・家族）

◇問1 毎日の生活の中で、困っていること、不便に感じることなどがありますか。あてはまるものを選び番号を○で囲んでください（いくつ選んでも構いません）。



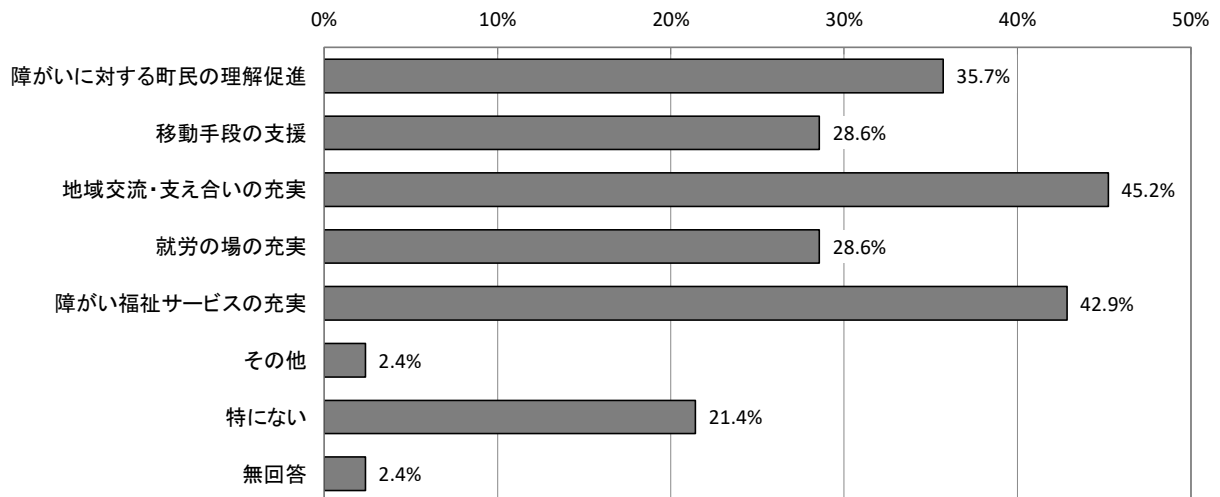
項目	主な内容
将来に対する不安について	・親の老化と自分の体力と子（障害）でこの先が不安。 ・家族が亡くなった時の生活が不安。
移動手段について	・買い物に行きたいけど、家族の都合で行けないこともある。 ・旅行も介護者がいないと行けない。 ・手軽に利用できるサービスがほしい。
災害時の避難について	・障害があると避難場所も受け入れてもらっても理解が…。 ・車いす利用をとしての避難場所が心配。 ・避難所までどうやって行ったらよいか分からない。
介護者の高齢化など介護について	・家族に迷惑をかけたくない。
就労について	・町内での障害者向けの求人が少ない。
新型コロナウイルス問題について	・災害時の避難場所とコロナ対策、避難して感染するかも…。 ・コロナで仕事が減った。 ・コロナが増え、食事に行けない。工賃が前より減った。
その他	・駅などに行くのが大変。先の事がわからないので不安。 ・家の近くにお店がないので不安。

◇問2 それらを解決するためには、どのような支援やサービスがあればよいと思いますか。

項目	主な内容
将来に対する不安について	・障害者が使える施設を増やしてほしい。 ・日常生活をサポートしてくれるサービスがあると良い。
移動手段について	・障害者用のバスがあれば町内移動が楽になる。周りの人を頼らなくても町内のバスで移動できる。 ・家族以外で一緒に行ってくれるサービスがあると良い。

項目	主な内容
災害時の避難について	・障害がある人の避難場所があるとうれしいです。 ・町からの対策や情報をわかりやすく伝えてほしい。
介護者の高齢化など介護について	・介護者（看護師）がもっと増えたら安心。
就労について	・作業所での行事、買い物を増やしてほしい。 ・障害のある求職者と、それを求人したい企業のマッチングサービス。 ・新しい職場にチャレンジしたいが、ひとりだと心配。
新型コロナウイルス問題について	・コロナのワクチンが早くできたらよい。
その他	・ヘルパーなどで買い物したいがお金がかからなければ良いと思う。

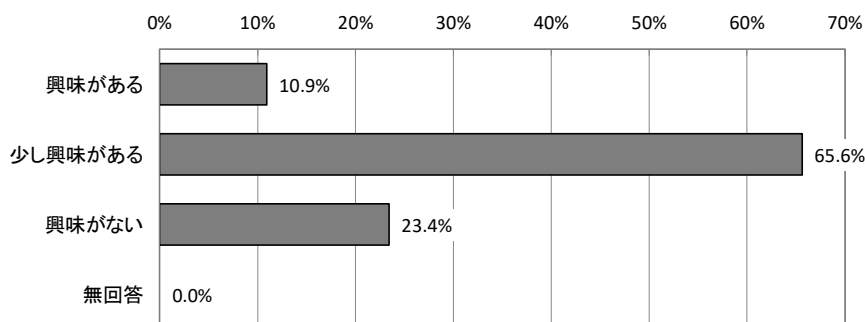
◇問3 那須町を暮らしやすく、住んでいて楽しい町にするためにはどうすれば良いと思いますか。
あてはまるものを選び番号を○で囲んでください（いくつ選んでも構いません）。



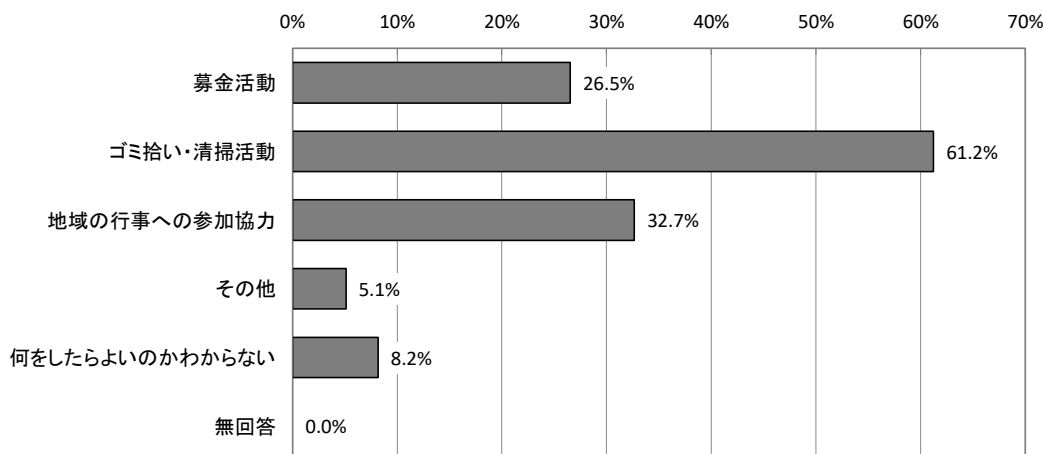
項目	主な内容
障がいに対する町民の理解促進	・だれかと話したり、食事が出来る場所。 ・町内のいろんな集まりにも、すぐ参加できるようになりたい。
移動手段の支援	・旅行や買い物に気軽に行けるようなサービスがあったら嬉しい。
地域交流・支え合いの充実	・地域のサロンで料理作りたい ・だれかと話したり、食事が出来る場所。
就労の場の充実	・サポートしてくれる人が、知っている人だと良い（就労の場・実習など）。
障がい福祉サービスの充実	・だれかと話したり、食事が出来る場所。
その他	・様々な福祉サービスを受けるために、年に何度も時期をずらして手続きが必要なのでもっと簡便にしてほしい。

◇中学生

◇問1 あなたはボランティア活動についてどう思いますか。あてはまるものを1つ選び番号を○で囲んでください。

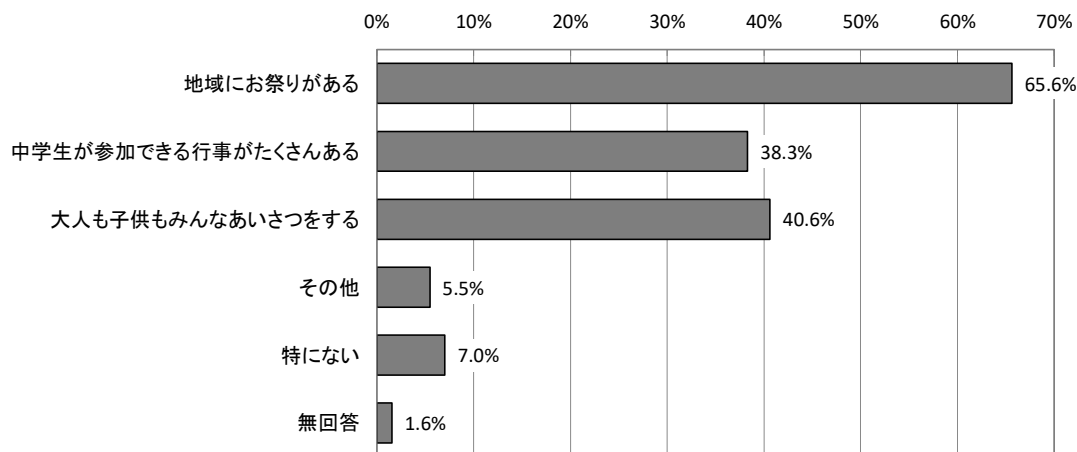


◇問2 問1で「1興味がある」「2少し興味がある」とお答えになった方におたずねします。それはどんな活動ですか（いくつ選んでも構いません）。



項目	主な内容
募金活動	・災害や医療関係の方々のために積極的に協力する。 ・コンビニのレジの横の募金をする。 ・ユニセフ募金、赤い羽根募金。 ・どのくらい募金したらいいのかわからない。
ゴミ拾い・清掃活動	・地球温暖化を少しでも防ぐために、家や地域周辺のゴミを拾ったりする。 ・ゴミ拾いをして那須をきれいにして魅力度ランキングを上げる。 ・川の近くや、林の中などのゴミを色々な年代の人達と交流しながら楽しく拾う。
地域の行事への参加協力	・地域の行事に参加して、少しでも他の人の役に立ちたい。 ・町の道路のゴミ拾いやお祭りなどの行事の参加。 ・伊王野温泉神社祭、運動会など。
その他	・体力作りなどをメインにやる。

問 3 那須町を暮らしやすく、住んでいて楽しい町にするためにはどうすれば良いと思いますか（いくつ選んでも構いません）。



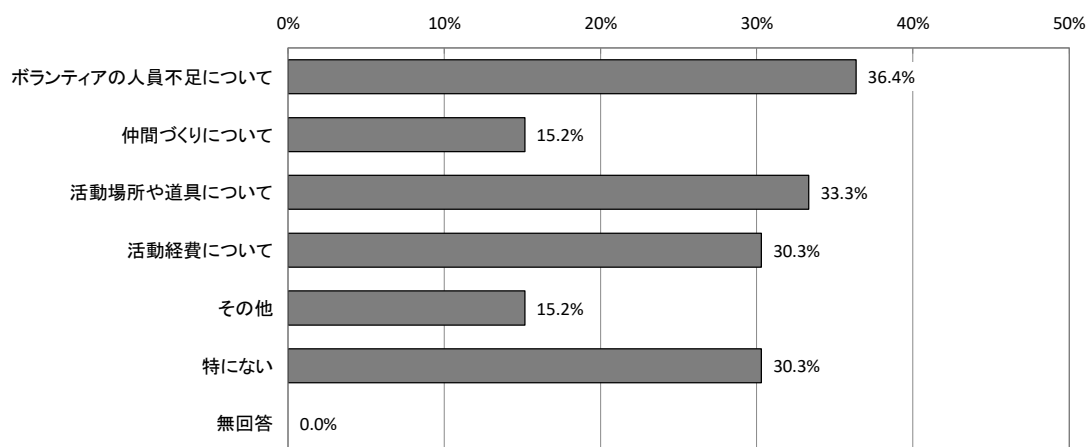
項目	主な内容
地域にお祭りがある	・みんなが参加したいと思える祭りなどをつくり地域の人との交流を増やす。 ・季節ごととかにお祭りをして、地域の人と触れ合う機会を作る。 ・那須っ子祭りなどの大きな祭りをつくる。 ・幅広い年代の人々が、楽しめるお祭りが良いと思う。
中学生が参加できる行事がたくさんある	・中学生だけでなく、小さい子供や高齢者も楽しめるような行事。 ・小さい子供でも参加できる地区地域ごとの運動会をやりたい。
大人も子供もみんなあいさつをする	・すれ違った時に、目をあわせてあいさつ。 ・皆が挨拶をしあうと礼儀が生まれ、人間関係が良くなると思う。 ・登校しているときに、大人に会ったら自らあいさつをする。
その他	・公共交通機関(電車、バス)の充実。

◇問 4 毎日の生活の中で、困っていること、不便に感じることなどがありますか。

項目	主な内容
移動・交通手段	・バスの本数が少ない。 ・徒歩や自転車で行ける所が少ない。雪が降ると道路が通りにくい。
買い物	・コンビニやショッピングモールが少ない。 ・文房具屋ノートなど、急に必要になったものを買える場所がない。
通学路	・横断歩道などが無い道が多い。 ・雪が降ると道路が通りにくい。
その他	・学生などが、気軽に行けるカラオケやゲームセンターなどの場所がない。 ・公園などの公共施設がないため、友達と集まったり遊べない。 ・コロナの流行、医療関係の方々の役に少しでも立ちたいと思っているが、どうすればよいのかまだ良くわからない。

◇ボランティア

◇問1 あなたはボランティア活動についてどう思いますか。あてはまるものを1つ選び番号を○で囲んでください。

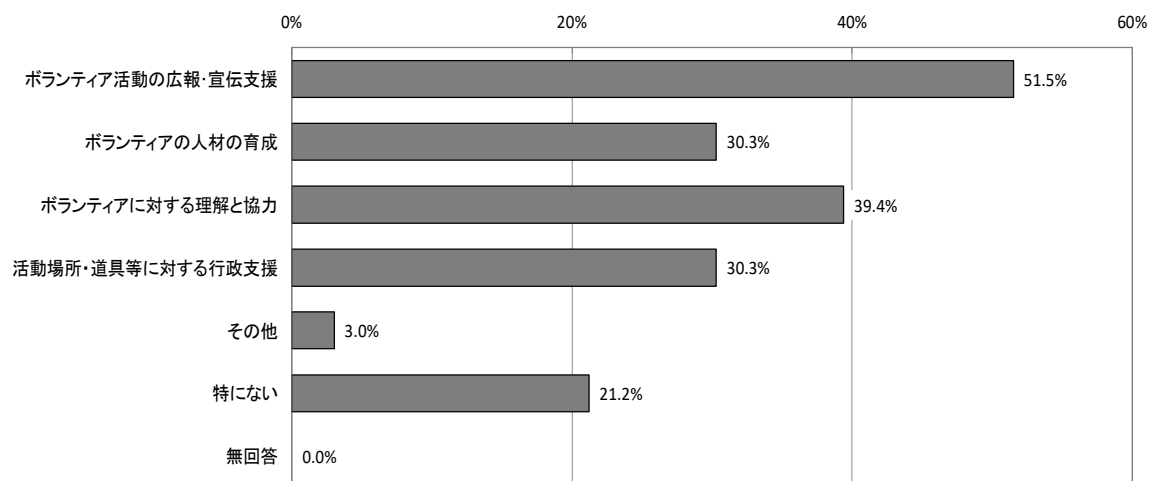


項目	主な内容
ボランティアの人員不足について	• 会員の高齢化、家族や自身の病気。その他で退会者が、それなりに出る。 • ボランティアをやってみたいと思う方はたくさんいると思うし、特技を持っている方も。ただ、それをどう生かしていくのか、その方法が見つかりにくいのでは。
仲間づくりについて	• ボランティア同士の交流会（情報交換）が少なすぎる。 • ボランティアを通じて、仲間づくりにつながっている。地域の催しごとに参加したり、まとまりのある仲間づくりができています。
活動場所や道具について	• ボランティアセンターで印刷機を借りるときに、用紙だけ持っていけば、自由に使用できるようにしてほしい。 • 音訳用にパソコンとマイクを使用しているが、どれも古く、次々と壊れてしまい、人数分の確保が出来ていない。 • コロナ禍でボラの場所がなく、又感染してもさせても。今は休眠中です。
活動経費について	• ボランティアとしてのスキルや意識の育成など。人材を育てるための経費が必要。自分たちだけで捻出しなければならないのは重い。 • 活動経費の助成制度・年間を通して活動できる補助金が欲しい。全て会費でまかなっている。もしくは持ち出しが多い。
その他	• コロナ禍の中、ボランティアの場所が限られている（制限が多い）又、それらの対応策（検温・消毒などの用品が、現物負担となっている。） • コロナ禍での活動。今、高齢者の施設などを訪問して行う活動は困難です。今後お互いが安心できる基準、指針作りが必要です。

◇問2 それらを解決するためには、どのような支援やサービスがあればよいと思いますか。

項目	主な内容
ボランティアの人員不足について	・ボランティアに関する情報を、もっと配信できれば良いのと思う。 ・町の広報・宣伝支援がもう少しあっても良いと思います。
仲間づくりについて	・公民館での交流の場、地区毎に実施してはどうか？顔見知りになることも大切。 ・全体的にボランティア活動等、他地域の人たちがあまり出てこない。
活動場所や道具について	・応接室・又は空いてる部屋などを利用出来るよう、事前に確保・用意して頂けるとよいのですが。 ・ボランティア活動などで、自由に印刷ができる態勢を作ってほしい。 ・各訪問施設が、ボランティアに何を求めているのかを知りたい。
活動経費について	・行政側とボランティアと話し合う場があり、そこで課題を共有し、必要経費を負担し合えると違って来るかもしれない。 ・多数での研修会の折には、町のコピーを借りられれば有難いです。
その他	・施設側からボランティアに対しての評価、要望を聞きたい。 ・他のボランティアグループの意見・体験や他の自治体の現状を聞きたい。 ・一日も早くいつもの通り、ボランティアが出来ますように……。3密でなく、マスクをつけ消毒をして、短時間でも何か手伝う事があればと思います。

◇問3 あなたの活動や、那須町のボランティア活動が活発になるために那須町ボランティアセンターに何を期待しますか。または何をしてほしいですか。あてはまるものを選び番号を○で囲んでください（いくつ選んでも構いません）。



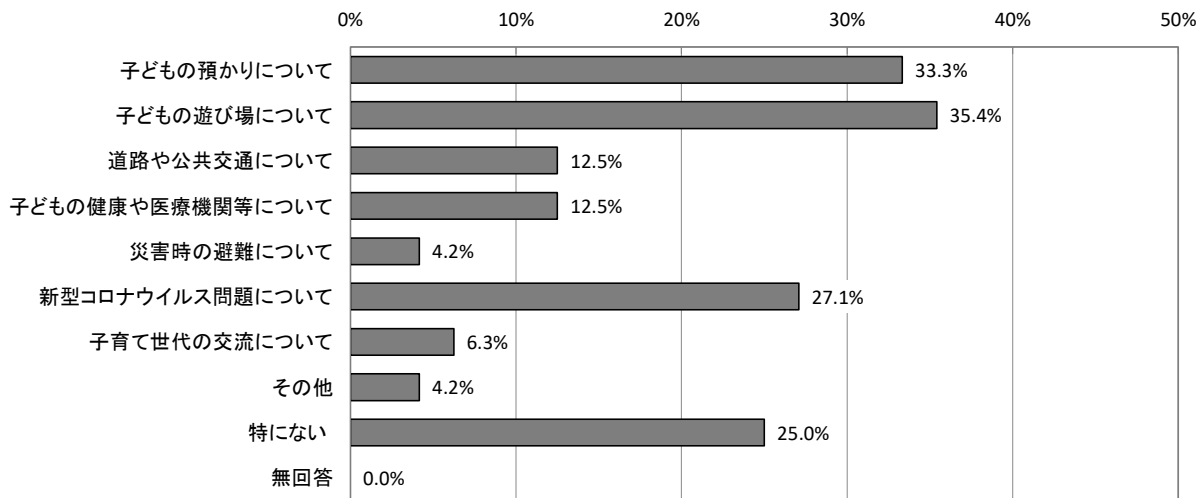
項目	主な内容
ボランティア活動の広報・宣伝支援	・町の広報誌やTVなどで紹介。 ・ボランティアを必要とする新しいニーズの察知！町民等へのアンケート調査の実施。

第6章 参考資料

項目	主な内容
ボランティアの人材の育成	・「ボランティア」などのヨコ文字をあまり使わずに、さり気なく参加できる環境作りが肝要と思います。 ・新たな支援者の発掘と育成！少人数でも頻繁に育成講座の実施。 ・町のボランティアの種類を挙げ、広報誌で募集してほしい。
ボランティアに対する理解と協力	・各施設やケアマネへの利用促進など。 ・町の広報誌やTVなどで紹介。
活動場所・道具等に対する行政支援	・町には、ボランティアと施設との架け橋として活発な行動をしてほしい。 ・ボランティア保険代金の補助。（今は会員の会費から、保険代・紙代・印刷代などの経費を負担している）。
その他	・災害時、行方不明の捜索など日常の活動以外に町とボランティア団体が連携して、有志が活動できる体制を作って頂きたい。個人情報や理由にせず、人命救助の重要性を考えて欲しい。

◇子育て中の方

◇問1 毎日の生活の中で、困っていること、不便に感じることなどがありますか。あてはまるものを選び番号を○で囲んでください（いくつ選んでも構いません）。



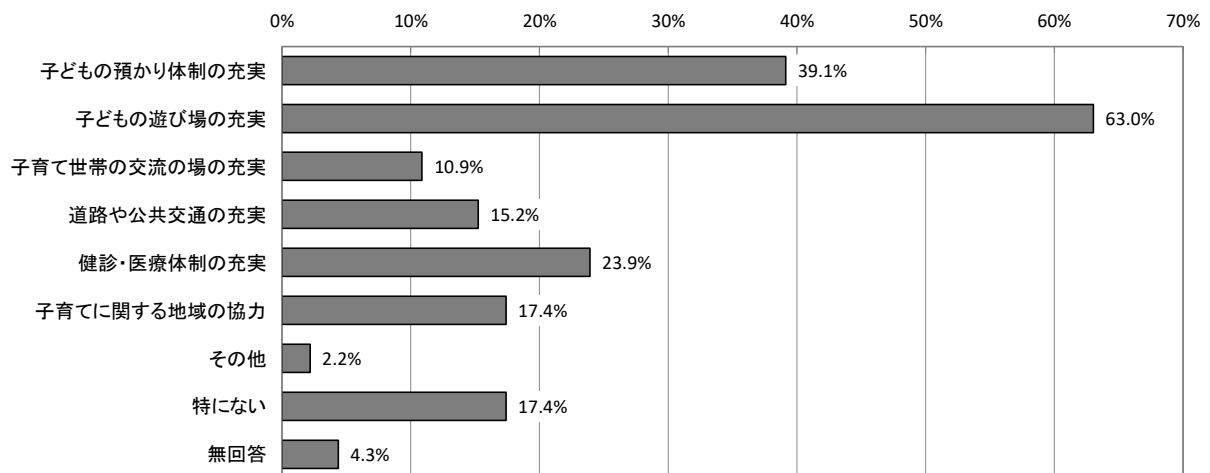
項目	主な内容
子どもの預かりについて	・放課後デイサービス、児童発達支援が少ない。那須町にも1つもない。 ・保育園の入園人数を増やしてほしい。
子どもの遊び場について	・現在ふれあい公園くらいしかない。広いのでグーグーになる事はあまりないが他にも遊べる場所があるといいなと思います。 ・運動公園は昔、遊具がありましたが、もう設置はしないのですか？
子どもの健康や医療機関等について	・小児科専門の医院が駅周辺、黒田原地区にあると近くて便利。

◇問2 それらを解決するためには、どのような支援やサービスがあればよいと思いますか。

項目	主な内容
子どもの預かりについて	・育児休暇中も保育園通常に預かってほしい。 ・保育園に入る前の子の一時預かり、幼稚園や保育園で一時保育など。 ・学童を増やしてほしい。
子どもの遊び場について	・公園に充実した遊具があるといい。 ・あまり高くなく、色鮮やかな遊具が出来ればと思います。池のロープは早急にやってほしい。
道路や公共交通について	・大型トラックなどに注意の看板などがあると良い。道路脇の木の整備など。
子どもの健康や医療機関等について	・予防接種は時間を分けている病院が多いですが、まだ時間がかかったり予防接種以外の方も居たりするので、完全に時間を分けるなどして下されると安心して行けます。

第6章 参考資料

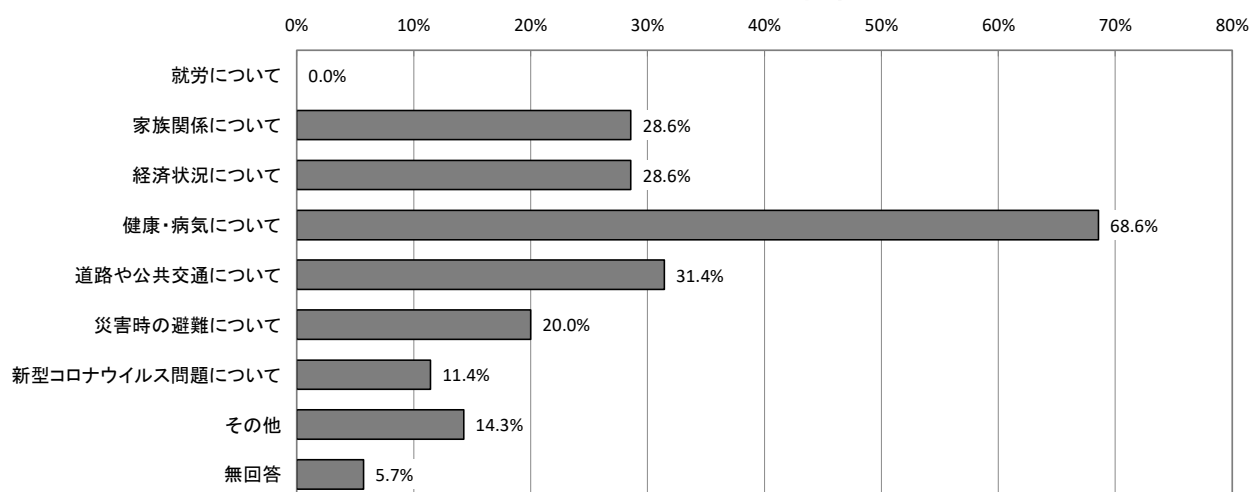
◇問3 那須町を暮らしやすく、住んでいて楽しい町にするためにはどうすれば良いと思いますか。
あてはまるものを選び番号を○で囲んでください（いくつ選んでも構いません）。



項目	主な内容
子どもの預かり体制の充実	・1歳になった翌月からではなく誕生日から預けられると助かるお母さんが多い。 ・保育園の定員や保育士の確保。
子どもの遊び場の充実	・人口と子供の数を考えると、支援センターとキッズランドがあるので充分だと思う。 ・ふれあい公園に川が流れていますが、浅瀬で遊べる所があるといいですね。
子育て世帯の交流の場の充実	・安全な遊び場があると子育て世帯の交流にもつながり、いろいろ情報交換も出来て良いと思います。
道路や公共交通の充実	・駅前通りを人のにぎわう場所に！子供たちが安心して楽しく暮らせるように。シャッター商店にお店を誘致。
健診・医療体制の充実	・健診時の保健師が頼りない。身体の異常の見落としのないよう努めて頂きたいです。
子育てに関する地域の協力	・こどもを対象にしたイベントを増やしてほしい。（例えばD I Yで何か作ったり絵本の読み聞かせ、ダンスなど）。
その他	・せっかくレジャー施設などいっぱいあるのが、高くて町民はほほいかない。町民は半額で入場できるなどせめてしてくれれば町民も休日楽しめる。

◇民生委員・児童委員

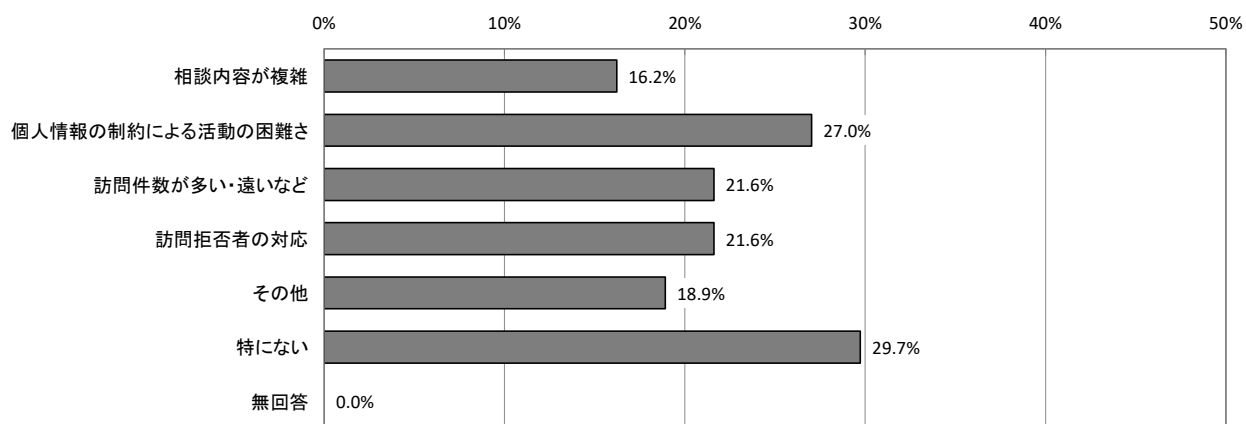
◇問 1 民生委員活動の中で、どのような相談が多いですか。あてはまるものを選び番号を○で囲んでください（いくつ選んでも構いません）。また、その内容についてご記入ください。



項目	主な内容
家族関係について	・息子からの金の無心。 ・歳を取ると、家族が邪魔者と思っていると話す。 ・家族の中に困った人がいる。
経済状況について	・収入が国民年金だけでは生活が困難で今後一人になった場合、収入が半減するので先行きが不安である。 ・生保受給にも関わらず、とにかくお金がない。公共料金も支払えず、電気・水道が止められた。
健康・病気について	・高齢、一人暮らし、動けない時、通院等への不安。 ・夜就寝する時、翌朝目覚めるか不安になる。（独身高齢持病あり）←孤独死3日後発見。
道路や公共交通について	・病院や買物にタクシー券だけでは足りない。 ・家族より、高齢の為自動車免許証の返納されるようにとの事、公共交通の利用について相談。 ・地域的に免許証返納すると、生活が不便になる事、タクシー等での利用も制限される。 ・タクシー券の要望
災害時の避難について	・避難場所が遠い。 ・災害時の避難に不安を抱えている方多い。
新型コロナウイルス問題について	・コロナで外出ができないので、コミュニケーションがとれなくて孤独感がある。 ・中止などで外へ出る機会が減り家の中にばかりいると気持ちが落ち込む。
その他	・公的な機関からの通知文は難しくて読む気がしない。高齢者には字が小さい。

第6章 参考資料

◇問2 あなたが民生委員・児童委員活動の中で一番大変に思うことは何ですか。あてはまるものを選び番号を○で囲んでください（いくつ選んでも構いません）。



項目	主な内容
相談内容が複雑	- 相談内容が生活・健康・家族関係と複雑で専門知識が必要であり、各種講習会などに積極的に参加したい。 - 家族間での意見の対立があり。あまり深入りしすぎない様にはしていますが、どの程度までの範囲か、判断に困るとき有。
個人情報の制約による活動の困難さ	- 個人情報について、どこまで制約するのかわからない。 - 地域で見守り活動を行う予定だが、民生委員のもっている情報は、どこまで出しているのか分からない。
訪問件数が多い・遠いなど	- コロナの為、訪問を控えていたこともあります。高齢者の類がおおくなり、訪問件数が多くなった。 - それぞれの家が離れていて、道路標識などが少ないのでわかりにくい。 - 不在の時が多い方がいらっしゃり、訪問回数が多くなり大変なときがある。
訪問拒否者の対応	- 調査で訪問しても、留守が多かったり、いても出てもらえない場合。 - 移住者が多い地区の担当の為、面識がない事からコミュニケーションを図るのが難しい。 - 決まった訪問以外では、中々出てきてくれません。自分でやれるから大丈夫が口癖です。
その他	- コロナ禍で訪問は全体に行き渡っておらず、歯痒い思いをしています。 - 定期的に訪問しなくてはならないというストレスを感じる。 - 委員への任期が3年で、数期で努めるのが大変である。

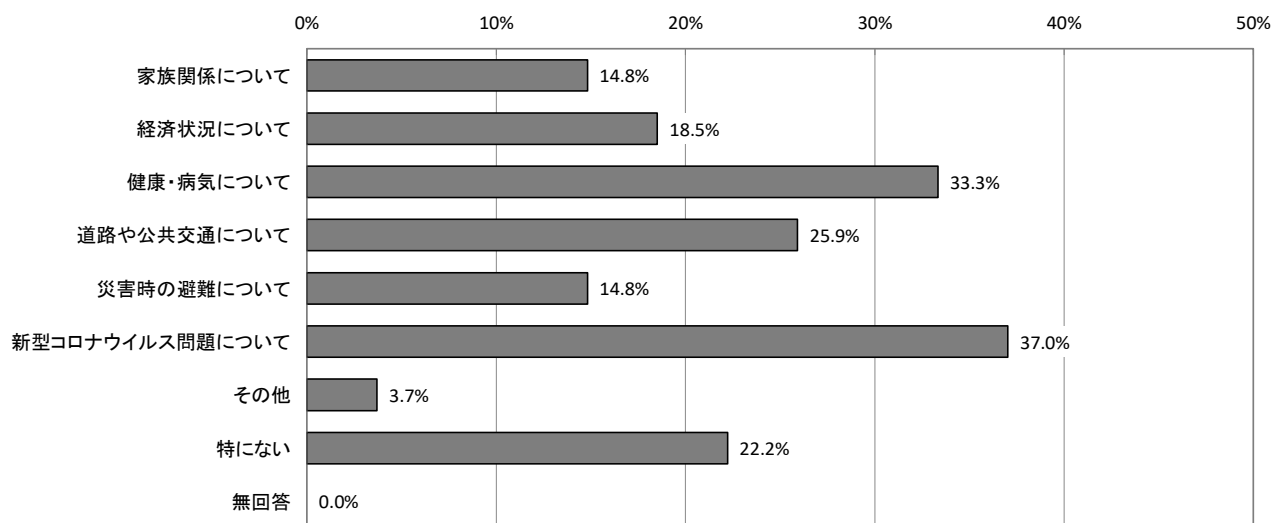
◇問3 それらを解決するためには、どのような支援（手段）があればいいと思いますか。

項目	主な内容
相談内容が複雑	- 関係諸機関のネットワーク。情報交換会など。 町、社協、民協等々各機関の連携が重要と考えます。より多くの団体等が関わることによって、より充実した福祉体制が確立される。

項目	主な内容
個人情報の制約による活動の困難さ	・地区社協の役員さんにも情報をお願いしていますが、自治会長・理事さんにも情報をもらえればと思っています。 ・民生委員に対する信頼があれば、いろいろなことが行政と共同してやれると思う。「個人情報」について共有する方法はないのでしょうか。
訪問件数が多い・遠いなど	・留守宅には、連絡が取れるようにメモなどをポストなどに置いて置くようにします。 ・地区社協等と連携した見守り（マップ作成等）活動体制を整備拡充する。
訪問拒否者の対応	・何度も足を運んで、相手から信用をしてもらえないと思います。 ・付き合いのある方を紹介してもらえれば、同伴訪問が可能になると考えます。
その他	・福祉タクシー券やホームヘルプサービスは、こちらから勧めて利用していますが、もっと分かりやすく目につきやすいと自分から気安く言ってくれるかな？ ・活動できない中で、どう見守りしていけばよいのでしょうか。地域ごとでの見守りマップを作っていただきたいと思います。

◇シニアクラブ

◇問1 毎日の生活の中で、困っていること、不便に感じることなどがありますか。あてはまるものを選び番号を○で囲んでください（いくつ選んでも構いません）。



項目	主な内容
家族関係について	・堂々と出かけることが出来ない。 ・昔は何軒も1戸の家に住んでいたのに、年寄りや孫と遊びたい。 ・長男に嫁がなく後継ぎがいなくなる。
経済状況について	・国民年金生活なので苦しいです。 ・年金生活者は、少ない年金で細々と生活している。
健康・病気について	・高齢になると若い時の弱い所が、病気として出やすいように感じている。 ・病気になった時、近くに病院がない。病院に行くための乗り物がない。
道路や公共交通について	・横断歩道に立ってても、車はなかなか止まってくれません。年寄りを見かけたら、止まって頂きたいです。 ・道路の歩道、自転車専用が不十分な所がある。
災害時の避難について	・災害時、自力で避難できない。 ・役場や消防（火災、避難）等、放送はまったく聞こえない。
新型コロナウイルス問題について	・経済は確かに大事ではあるが、まずは命を優先すべきと思う。 ・買物で他県の車が多いと心配になる。那須町での買物、食事等は不安になる。
その他	・各種スポーツ大会が出来ず困っています。

◇問2 それらを解決するためには、どのような支援やサービスがあればよいと思いますか。

項目	主な内容
家族関係について	・家庭環境が変わり、大勢でお茶のみ等をする場所がないため、各小地区での居場所づくりの運営等。 ・託児所より養子を迎えて、後継がせてはどうか。

項目	主な内容
経済状況について	・金銭でなく、働く場所の紹介等が出来れば良いと思う ・高齢者は医療費を無料にして、安心して生活できる環境をつくる。
健康・病気について	・60 歳以上の人に運動を推薦、ストレッチ、ゲートボール、グランドゴルフ、トレッキング等。 ・シニア会員が楽しく出来るスポーツ等を教えてもらいたい。 ・公民館等で健康体操等を増やしてほしい。
道路や公共交通について	・県道や町道の事故実績面からの対応。 ・小さなバスでもいいが、病院前にとまる車がほしい。
災害時の避難について	・避難場所への移動援助組織が必要。 ・駅近くの商工会館に避難所を設けて頂ければ。 ・避難が困難時のための自家での災害時等備蓄(食料、用品等)の備えの支援。
新型コロナウイルス問題について	・マスクを必ず使用、手を洗う、三密になることをひかえる。町からの指導がなさすぎます。 ・検査方法、検査機関、料金についての知識の無い方々が多いと思う。特に高齢者の人たちの多い現状、町としてはあらゆる方法で1人でも多くの町民に認知してもらい、感染増大防止に力を入れて欲しい。
その他	・役場福祉課の職員等で町内、郡内の老人世帯を巡回してシニア会員になるように言ってもらいたい。

◇問 3 地域みんながいつまでも暮らし続けていけるために、シニアクラブが出来ること、できそうなことは何ですか。

項目	主な内容
交流等の活動について	・一人暮らし世帯を週に1回訪問して話を聞いたり、一緒に散歩する事も良いと思います。 ・サロン、お茶会等。 ・居場所づくりの運営。 ・コロナで人が集まることを町では控えるようにとのことですが、充分に注意して集まりを持ちたいものです。
見守り活動・ゴミ出し等について	・通学通路の見守り等、独居、年寄り、家庭の見守り。 ・地域の小学校と連携して、登下校時の見守り活動。 ・体が不自由な方には、ゴミ出しを手伝うなどの心がけは必要だと思います。
奉仕活動について	・自ら体力の許す範囲で、色々な奉仕活動に自らすすんで参加するよう努めると共に、自分だけでも出来る奉仕を見つけて実施する。公共の施設公民館の花壇の手入れ、植木の手入れ、周囲の草刈り。各地の町道の草刈り。 ・施設の清掃。
その他	・運動までは出来なくても体を動かして、脳も活性化出来るようなアドバイスとかプランをどんどん発信してもらいたい。外に向けて行動出来る生き生き出来ると思います。

◇問4 シニアクラブの加入率がまだ低い状況にありますが、若い世代などに新規加入者を増やすためにどうしたらよいと思いますか。

項目	主な内容
PR・声かけについて	・シニアクラブの行事等、楽しい事、広報にてアピール。 ・健康のつどいのような全会員が集まれるイベント集会でのアピール。 ・広報などを利用して、町民にシニアクラブが地区ごとに、こんなに楽しく活動しているということを広めて知ってもらいたい。
活動内容について	・現代にマッチした行事とかを取り入れると良いと思います。 ・若い世代が好むスポーツ、山歩き等を行事として行う事も必要ではないか。
地域の協力について	・地区社協、自治会と力を合わせ、高齢者が気軽に参加できる行事を多数行う。 ・役場及び自治会の協力を得て、地元シニアの方の名簿作成し、数回/年、自宅訪問。
その他	・戦後生まれの人とは、一緒に活動は難しいので、第2グループでも作って活動したらと思います。 ・1人1人が前向きで、何かいい知恵を出すよう、心掛けたいと思います。

2 各施策に該当する作業部員からの意見及びアンケートからの意見

基本目標Ⅰ みんなで生活しやすい福祉環境づくり

(1) 相談しやすい総合相談支援の仕組みづくり

【作業部員からの意見】

- ① 障がい者に対する理解、啓発が不足している。
- ② ボランティアの活動内容の広報・周知が不足している。
- ③ 生活困窮者の相談窓口を周知する必要がある。

【アンケートからの意見】

- ① 「認知度（よく知っている）」は、「那須町社会福祉協議会」は 22.4%、「那須町ボランティアセンター」は 11.2%、「那須町地域包括支援センター」は 14.9%、「那須町子育て支援センター」は 12.5%となっている。
- ② 生活に困った時の相談先は、「家族」（73.8%）や「知人・友人」（43.3%）、「親戚」（24.4%）が上位であり、公的機関では「町役場」（14.5%）以外は 10%未満である。

(2) 移動支援の拡充及び住宅確保の支援

【作業部員からの意見】

- ① デマンド型乗合交通等の利便性の向上が必要である。（高齢者）
- ② 町営住宅をある一定期間安く貸し出す。（生活困窮者）

【アンケートからの意見】

- ① 毎日の生活で困っていること・不便に感じることで、「移動や道路、公共交通について」は、“障がいをお持ちの方”では 28.6%、“シニアクラブの方”で 25.9%と高い不満度となっている。（分野別）
- ② 暮らしやすい町にするために必要なことで、「移動手段の支援」は“障がいをお持ちの方”では 28.6%、“福祉サービス利用者の方”で 27.0%となっている。（分野別）

基本目標Ⅱ みんなで行動へつなげる仕掛けづくり

（１）地域の状況・課題を積極的に把握する仕組みとその担い手づくり

【作業部員からの意見】

- ① 地域における要援護者の把握が必要である。（防災）
- ② 住民同士の助け合いシステムが必要である。（高齢者）
- ③ 生活困窮者を早期に見つける体制・関係づくりが必要である。（生活困窮）

【アンケートからの意見】

- ① 小地域福祉活動計画の認知度（よく知っている）は、7.7%であり、特に年齢が若い世代で認知度が低い。（一般）
- ② 福祉に関する考えは、「自己の努力や公の制度だけでなく住民が協力して支え合うことが必要」が62.9%と多数を占めています。（一般）
- ③ 継続的に助け合いの活動ができる「地域」は、「班（行政の回覧が回る地区）」（23.1%）、「自治会」（20.4%）や「町全体」（18.7%）、「となり近所」（15.2%）が上位となっている。（一般）

（２）ボランティアの広報・啓発活動の充実と人材育成支援

【作業部員からの意見】

- ① ボランティアが常時使用できる場を確保することが必要である。
- ② ボランティアの種類・内容の周知が必要である。
- ③ ボランティアの人手が不足している。若い人のボランティア育成が必要である。
- ④ ボランティアの活動費を支援することが必要である。

【アンケートからの意見】

- ① ボランティア活動の活発化に必要なことは、「ボランティア活動への理解」（39.6%）や「広報・啓発活動の充実」（30.3%）が高い比率である。（一般）
- ② ボランティア活動の活発化に必要なことは、「ボランティア活動の広報・宣伝支援」（51.5%）や「ボランティアに対する理解と協力」（39.4%）が高い比率である。（分野別：“ボランティアの方”）
- ③ ボランティア活動の悩み等は、「ボランティアの人員不足について」（36.4%）や「活動場所や道具について」（33.3%）、「活動経費について」（30.3%）が上位である。（分野別：“ボランティアの方”）
- ④ 興味のある活動は、「ゴミ拾いや清掃活動」（61.2%）や「地域の行事への参加協力」（32.7%）、「募金活動」（26.5%）が上位である。（分野別：“中学生の方”）

基本目標Ⅲ みんなで福祉を充実させるための仕組みづくり

(1) 子どもの福祉と子育て環境の整備

【作業部員からの意見】

- ① 子どもの遊び場を確保する必要がある。(未利用施設の活用、屋内遊び場の確保)
- ② 登下校時の見守り体制の確保が必要である。
- ③ 子どもの預かり体制の充実が必要である。

【アンケートからの意見】

- ① 毎日の生活で困っていること・不便に感じることは、「子どもの遊び場」が35.4%で最も多く、「子どもの預かり」(33.3%)、「新型コロナウイルス問題」(21.1%)と続いている。(分野別：“子育て中の方”)
- ② 暮らしやすい町にするために必要なことは、「子どもの遊び場の充実」が63.0%で最も多く、「子どもの預かり体制の充実」(39.1%)、「健診・医療体制の充実」(23.9%)と続いている。(分野別：“子育て中の方”)

(2) 高齢者の方への支援

【作業部員からの意見】

- ① 見守り体制の充実が必要である。
- ② 閉校・空き教室等を活用して居場所づくりを行う。
- ③ 自治会・地区単位で高齢者の活動を充実させる。

【アンケートからの意見】

- ① 地域の人が協力して取り組んでいくことで、「高齢世帯への支援」が44.2%で最も高い。(一般)
- ② 毎日の生活で困っていること・不便に感じることは、「介護に対する精神的・身体的不安」が44.4%、「体力の衰えなど」が38.1%と高い。(分野別：“福祉サービス利用者の方”)
- ③ 毎日の生活で困っていること・不便に感じることは、「新型コロナウイルス問題」が37.0%で最も高く、次いで「健康・病気」が33.3%となっている。(分野別：“シニアクラブの方”)

（３）様々な障がいを持つ方への支援

【作業部員からの意見】

- ① 障がい者を理解することの啓発が必要である。
- ② 災害時の支援が必要である。
- ③ 所得が少ない障がい者には施設での検診、予防接種等補助を出す。
- ④ 作業所に送迎バスが欲しい。

【アンケートからの意見】

- ① 毎日の生活で困っていること・不便に感じることは、「災害時の避難」（38.1%）、「将来に対する不安」（35.7%）が高いとともに、「新型コロナウイルス問題」（52.4%）が5割を超え、他の分野に比べかなり高くなっている。（分野別：“障がいをお持ちの方”）
- ② 暮らしやすい町にするために必要なことは、「地域交流・支え合いの充実」（45.2%）、「障がい福祉サービスの充実」（42.9%）、「障がいに対する町民の理解促進」（35.7%）となっている。（分野別：“障がいをお持ちの方”）

（４）生活に困窮している方への支援

【作業部員からの意見】

- ① 洋服バンク等の体制整備が必要である。
- ② フードバンクを普及、充実させる。
- ③ 生活困窮者を早期に見つける体制・関係づくりが必要である。
- ④ 町営住宅を一定期間安く貸し出す。

【アンケートからの意見】

- ① 今後充実させたい施策で「生活困窮者支援」は24.4%となっている。（一般）
- ② 生活困窮に陥った時にあったら良いと思うサービスは、「相談機関」（38.9%）や「食糧支援」（36.0%）で高齢者になるほど高くなっており、「就労支援」（24.0%）は30～50歳代で高くなっている。（一般）

基本目標Ⅳ みんなで安心して快適に暮らせるまちづくり

（１）見守り支援の充実

【作業部員からの意見】

- ① 認知症高齢者やひとり暮らし高齢者の見守り体制を充実する。
- ② 行方不明者の捜索体制を確立する。
- ③ 高齢者世帯、ひとり暮らしの把握し、安否確認ができるようデータベース化する。

【アンケートからの意見】

- ① 地域の人が協力して取り組んでいくことが必要な課題として、「地域の安全や防犯への取り組み」が19.1%と3番目に高い。（一般）
- ② 街灯が少ない、町が暗い。（分野別：“中学生の方”）
- ③ 地域の小学校と連携しての登下校時の見守り活動（分野別：“シニアクラブの方”）

（２）権利擁護体制の充実

【作業部員からの意見】

- ① 地域において防災対策の取り組みを充実する必要がある。
- ② 福祉避難所を拡充する必要がある。
- ③ 防災意識を高める周知や防災訓練に住民が参加する必要がある。
- ④ 要援護者の把握・データベース化が必要である。

【アンケートからの意見】

- ① 地域の人が協力して取り組んでいくことで、「災害や防災対策」（28.6%）は、「高齢者世帯への支援」（44.2%）に次いで、2番目に高い項目である。（一般）
- ② 災害時の避難場所の認知度は、「知っている」（71.0%）と7割以上の方が回答。（一般）
- ③ 毎日の生活で困っていること・不便に感じることで、「災害時の避難」は38.1%と、4割近くの方が困っている。（分野別：“障がいをお持ちの方”）
- ④ 民生委員活動の中で多い相談として、「災害時の避難について」は20.0%となっている。（分野別：“民生委員・児童委員の方”）

（３）地域ぐるみの防犯活動の推進

【作業部員からの意見】

- ① 認知症高齢者やひとり暮らし高齢者の見守り体制を充実する。
- ② 特殊詐欺等の防犯啓発活動等に参加し、自ら防衛することが必要。

【アンケートからの意見】

- ① 地域の人が協力して取り組んでいくことが必要な課題として、「地域の安全や防犯への取り組み」が19.1%と3番目に高い。（一般）
- ② 街灯が少ない、町が暗い。（分野別：“中学生の方”）

（４）災害時の支援体制の充実

【作業部員からの意見】

- ① 地域において防災対策の取り組みを充実する必要がある。
- ② 福祉避難所を拡充する必要がある。
- ③ 防災意識を高める周知や防災訓練に住民が参加する必要がある。
- ④ 要援護者の把握・データベース化が必要である。

【アンケートからの意見】

- ① 地域の人が協力して取り組んでいくことで、「災害や防災対策」（28.6%）は、「高齢者世帯への支援」（44.2%）に次いで、2番目に高い項目である。（一般）
- ② 災害時の避難場所の認知度は、「知っている」（71.0%）と7割以上の方が回答。（一般）
- ③ 毎日の生活で困っていること・不便に感じることで、「災害時の避難」は38.1%と、4割近くの方が困っている。（分野別：“障がいをお持ちの方”）
- ④ 民生委員活動の中で多い相談として、「災害時の避難について」は20.0%となっている。（分野別：“民生委員・児童委員の方”）

◇ 新型コロナウイルス感染症について

【作業部員からの意見】

- ① 実態がわからなので、あらゆる活動への不安が大きい。
- ② 地域のつながりを保ち続ける必要がある。

【アンケートからの意見】

- ① 新型コロナウイルス問題に関連して困ったことについて「ある」(46.4%)の方が半数近くに上り、具体的には「他人との交流が制限された」(61.6%)、「気持ちが落ち込んだ」(42.2%)、「仕事や収入が減った」(34.6%)となっている。(一般)
- ② 毎日の生活の中で、困っていることについては「新型コロナウイルス問題」が“シニアクラブの方”(37.0%)、“障がいをお持ちの方”(52.4%)と分野内では最も高くなっており、“子育て中の方”(27.1%)、“福祉サービス利用者の方”(30.2%)となっている。

3 那須町地域福祉計画策定経緯

令和2年 10月30日（金） ～ 11月20日（金）	アンケート調査（一般・分野別）の実施	一般アンケート 1,000名（18歳以上を無作為抽出） 分野別アンケート 507名（福祉サービス利用者、障がい者、中学生、ボランティア、子育て中の方、民生委員、シニアクラブ）
11月21日（土） ～ 12月8日（火）	アンケート調査の 集計・分析	
12月9日（水）	第1回策定委員会 第1回作業部会	正副委員長の選出 委員長 鈴木友実 副委員長 大石剛史 正副作業部長の選出 部会長 海藤邦雄 副部会長 小林光恵 地域福祉計画・地域福祉活動計画について アンケート調査の集計結果の報告 2グループに分かれて、子育て・障がい児者・高齢者・生活困窮・ボランティア・防災の各分野の課題を検討
令和3年 1月8日（金）	第2回作業部会	2グループに分かれて、子育て・障がい児者・高齢者・生活困窮・ボランティア・防災の各分野の課題・方策の取りまとめ
3月5日（金）	第3回作業部会 （書面協議）	計画素案骨子の検討
3月26日（金）	第4回作業部会 （書面協議）	パブリックコメント案（計画素案）の検討
4月21日（水）	議員全員協議会	パブリックコメント案について説明
4月22日（木） ～ 5月21日（金）	パブリックコメント実施	意見等 9件
5月25日（火）	第2回策定委員会 第5回作業部会 （書面協議）	パブリックコメント結果を報告 計画案を決定
6月2日（水）	庁議	計画案について説明
未定		

4 那須町地域福祉計画策定委員会設置要綱

（趣旨）

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号）の規定に基づく那須町地域福祉計画（以下「福祉計画」という。）を策定するにあたり、那須町地域福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 委員会は、次の事項の検討を行い、その結果を町長に提言するものとする。

- （1）福祉計画の策定に関すること
- （2）その他福祉計画の策定に必要な事項

（組織）

第3条 委員会は、20名以内の委員をもって構成する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- （1）公募された町民
- （2）学識経験を有する者
- （3）保健・医療・福祉に関する機関、団体の代表者
- （4）その他関係団体の代表者
- （5）行政関係者

（任期）

第4条 委員の任期は、計画の策定に係る業務の完了するときまでとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（運営）

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを選出する。

2 委員長は会務を総理し、会議の議長となる。

3 副委員長は委員長を補佐し、委員長事故あるときはその職務を代理する。

4 会議の議事は、出席委員の過半数の同意をもって決し、可否同数の場合は、委員長の決するところによる。

5 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

（作業部会）

第6条 委員会に、具体的な実務の検討を行うため那須町地域福祉計画策定委員会作業部会（以下「作業部会」という。）を置くことができる。

（事務局）

第7条 委員会の事務局は保健福祉課に置く。

（その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項が生じたときは、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成16年12月1日から適用する。

5 那須町地域福祉計画策定委員会作業部会設置要綱

(設置)

第1条 那須町地域福祉計画（以下「福祉計画」という。）を専門的に検討するため、那須町地域福祉計画策定委員会要綱第6条の規定に基づき、那須町地域福祉計画策定委員会作業部会（以下「作業部会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 作業部会は、次の事項の調査研究を行う。

- (1) 福祉計画の策定手順に関すること
- (2) 福祉計画の中に記載する内容に関する事項
- (3) その他福祉計画の策定のために必要な事項

(組織)

第3条 作業部会は、25名以内の部員をもって構成する。

2 部員は、次の各号に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 公募された町民
- (2) 学識経験を有する者
- (3) 保健・医療・福祉に関する機関、団体の代表者
- (4) その他関係団体の代表者
- (5) 行政関係者

(任期)

第4条 部員の任期は、計画の策定に係る業務の完了するときまでとする。ただし、部員が欠けた場合における補欠部員の任期は、前任者の残任期間とする。

(運営)

第5条 作業部会に部長及び副部長を置き、部員の互選によって選出する。

2 部長は会務を総理し、会議の議長となる。

3 副部長は部長を補佐し、部長事故あるときはその職務を代理する。

4 部長は、必要があると認めるときは、部員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(事務局)

第6条 作業部会の事務局は保健福祉課に置く。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、部会の運営に必要な事項が生じたときは、部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成16年12月1日から適用する。

6 那須町地域福祉活動計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 社会福祉法人那須町社会福祉協議会（以下「本会」という。）の今後の活動の方針となる地域福祉活動計画（以下「活動計画」という。）の案を策定するために、那須町地域福祉活動計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 策定委員会の所掌事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 活動計画の調査及び研究に関すること
- (2) 活動計画の案の策定に関すること
- (3) 前2号に掲げるもののほか活動計画の案の策定に関し必要と認める事項

(組織)

第3条 策定委員会は、20名以内の委員をもって組織する。

2 委員は、町の策定する地域福祉計画との整合性を図るため、地域福祉計画策定委員を充て、本会の会長（以下「会長」という。）が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、活動計画の案の策定までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 策定委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により選出する。

2 委員長は、会務を統括し、策定委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 策定委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員長は、必要と認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(報告)

第7条 委員長は、活動計画の案を策定したときは、会長に報告するものとする。この場合において、会長からの求めに応じ必要な説明を行わなければならない。

(作業部会)

第8条 策定委員会に、活動計画に基づく具体的な実務の作業検討を行うため那須町地域福祉活動計画作業部会（以下「作業部会」という。）を置く。

2 作業部会の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(アドバイザー)

第9条 策定委員会に、活動計画の策定に関し助言等を行うアドバイザーを置くことができる。

2 アドバイザーは、社会福祉関係の専門的な知識、技術及び識見を有する者のうちから会長が委嘱する。

(庶務)

第10条 策定委員会の庶務は、本会において処理する。

(雑則)

第11条 この要綱に定めるもののほか策定委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成16年10月4日から適用する。

7 那須町地域福祉活動計画策定委員会作業部会設置要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、那須町地域福祉活動計画策定部会設置要綱。第8条第2項の規定により那須町地域福祉活動計画作業部会（以下「作業部会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（組織）

第2条 作業部会は、25名以内の部員をもって組織する。

2 部員は、次に掲げる者のうちから那須町社会福祉協議会（以下「本会」という。）の会長（以下「会長」という。）が委嘱する。

（1）町内の社会福祉法人及び地域福祉関連の団体等の者

（2）行政関係者

（3）前2号に掲げる者のほか必要と認める者

（任期）

第3条 部員の任期は、計画の策定作業に係る業務の完了するときまでとする。

（部長及び副部長）

第4条 作業部会に部長及び副部長を置き、部員の互選により選出する。

2 部長は、会務を統括し、作業部会を代表する。

3 副部長は、部長を補佐し、部長に事故あるときは、その職務を代理する。

（会議）

第5条 作業部会の会議（以下「部会議」という。）は、部長が招集し、その議長となる。

2 部長は、必要と認めるときは、部会議に部員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

3 部長は、部会議の結果を策定委員会の委員長に報告しなければならない。

（庶務）

第6条 部会の庶務は、本会で処理する。

（雑則）

第7条 この要綱に定めるもののほか部会の運営について必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、平成16年10月4日から適用する。

附 則

この要綱の改正は、平成22年8月1日から適用する。

8 策定委員会委員名簿

那須町地域福祉計画策定委員会委員名簿

(那須町地域福祉活動計画策定委員会委員を兼任)

	区 分	氏 名	所 属 名(職名)	備考
1	保健医療機関関係者	河 島 弘 文	那須町医師会代表	
2	保健医療機関関係者	渡 邊 裕 太	那須町歯科医師会代表	
3	福祉関係者	荒 牧 雅 規	寿山荘那須代表	
4	福祉関係者	遠 藤 充 子	マ・メゾン光星施設長	
5	団体代表者	鈴 木 友 実	那須町自治会連合会会長	委員長
6	福祉関係者	平 野 幸 一	那須町民生委員児童委員協議会会長	
7	団体代表者	成 田 智 敬	那須町校長会会長	
8	団体代表者	新 巻 はるみ	さわやかネットワーク那須代表	
9	団体代表者	森 本 正 之	那須地区消防組合那須消防署署長	
10	福祉関係者	津 田 博 之	那須町社会福祉協議会事務局長	
11	福祉関係者	須 佐 正 晴	那須町身体障害者福祉会長	
12	福祉関係者	米 山 雅 子	那須町地域包括支援センター長	
13	学識経験者	大 石 剛 史	国際医療福祉大学医療福祉学部准教授	副委員長

9 作業部会部員名簿

那須町地域福祉計画策定委員会作業部会部員名簿

(那須町地域福祉活動計画策定委員会作業部会部員を兼任)

	氏 名	所 属 (職 名)	備考
1	大 島 健 一	大島地区社会福祉協議会長	
2	阿 部 拓 志	大沢地区社会福祉協議会長	
3	伊 藤 晴 康	芦野地区社会福祉協議会長	
4	津 田 まゆみ	那須町障害児者親の会長	
5	海 藤 邦 雄	那須町シニアクラブ連合会長	部長
6	白 井 智 子	那須町民生委員児童委員協議会副会長	
7	池 田 智 子	那須町社会福祉協議会ボランティアセンター係長	
8	川 上 未 来	那須町地域包括支援センター社会福祉士	
9	遠 藤 真 史	那須町自立支援協議会作業部会長	
10	小 林 光 恵	那須町ケアマネジャー連絡協議会長	副部長
11	木 下 博 之	那須町社会福祉協議会りんどう作業所主任主査	
12	清 水 和 江	那須町保育会長	
13	関 谷 直 子	那須町保健センター健康づくり推進係長(保健師)	
14	室井 理恵子	那須町こども未来課課長補佐	
15	有本 悠里子	那須町保健福祉課地域支援係主事	
	大 石 剛 史	アドバイザー (国際医療福祉大学医療福祉学部准教授)	

町ホームページ



**第 4 期那須町
地域福祉計画・地域福祉活動計画**

令和 3 年 6 月

発行：那須町保健福祉課

〒329-3292 栃木県那須郡那須町大字寺子丙 3 番地 1 3

電話 0287-72-6917

Fax 0287-72-0904

URL:<http://www.town.nasu.lg.jp/>



那須のいたすら九尾狐©2013 きゅーびー21334